

## 【南部地域の活性化と今後の将来像】

### （質問）

南部地区の活性化を大きく前進させるためには、廃校になる学校跡地の活用をどうするのが最大のポイントであります。さまざまな調査と民間のアイデアが必要と考えるが、少なくとも市長が活性化させるために必要と思うことは何だとお考えですか。

### 【庄内駅周辺の今後について】

庄内駅周辺は南部地域の活性化にはかかせない重要な拠点であると考えます。豊中市の各駅が整備され、服部天神駅も駅前ロータリーの整備も進んでおり、あとは庄内駅だけになったように思えます。庄内駅周辺のまちづくりについて、今後どのように進めていこうと思われませんか、市長のお考えをお聞きます。

### 【庄本新駅について】

合わせて南西部の活性化を考えると将来を見越して三国塚口線と阪急神戸線との交差部分に庄本新駅の設置を考えてはどうかという質問が以前他の議員からもありました。現在乗り合いタクシーなどの交通手段で、利便性を高めていますが将来の姿を考えると数十年先に乗合タクシーが交通手段とは思えません。今のうちに将来の交通網を考えるべきだと思いますが、三国塚口線と阪急神戸線との交差部分に庄本新駅の設置を考えては如何ですか。市長の見解をお聞きしたい。

### <答弁>

南部地域については、穂積菰江線の開通や庄内コラボセンターのオープン、そして来月には、いよいよ庄内さくら学園の開校など、まち全体が大きく動き出しています。学校跡地についても、産業振興やにぎわいづくりなど南部地域の更なる発展・成長につながる新たな魅力の拠点となるよう、取組みを進めてまいります。庄内駅周辺については、商店街や市場、音大など地域のにぎわいをつくる取組みが進められており、活力ある商業施設や事業者が集積する商業・業務機能の中心的な拠点となっております。今後も引き続き、地域の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、魅力ある都市拠点としての機能の充実を図ってまいります。「阪急神戸線」沿線のまちづくりにおいて、新駅設置については、その効果や財政面など、様々な観点から慎重に検討していくべきであると考えております。まずは、都市計画道路三国塚口線の整備を推進するとともに、神崎川駅周辺整備を優先して、南部地域のまちづくりを進めていきたいと考えております

### （意見・要望）

財源が必要となるのは分かりますが、大きな一歩を切って頂くことを期待いたします。

## 【産業振興とスタートアップ支援】

### （質問）

長内市長の公約を受け、基本政策が昨年6月に発表されました。魅力と活力あふれるまちとよなかを目指し、スタートアップ企業等への支援の充実を掲げられており、新しいビジネスモデルの創造を支援するとしています。本年には起業チャレンジセンターが庄内駅前庁舎に移転し、南部地域の活性化にも寄与するものと考えますが、2023年度予算の主要施策及び新規事業を見ても、そのような取り組みは見当たりません。堺市などではスタートアップ実証推進事業として、市内におけるイノベーションを創出するため、ビジネスアイデアを広く募集し、支援対象事業を採択しています。おそらくこのような施策が豊中市においても展開されるのだろうかと思定していますが、政策形成過程においてどのような段階なのでしょう。コナミホールディングス創業地である本市において、それに続くような企業が誕生して欲しいですが、こうした施策の取り組みが遅滞することは、機会の損失になるだろうし、企業は豊中市よりも堺市を選択するのではないのでしょうか。市長がどのような思いで公約とし、どのようなスピード感で公約実現をされようとしているのかお聞かせください。

### ＜答弁＞

本市ではいち早く、とよなか・起業チャレンジセンターを拠点に、起業を志す人の新たなチャレンジを支援する取組みを重ねてまいりました。令和5年4月から起業・チャレンジセンターは庄内駅前に移転し、新たな体制で運営をスタートさせます。少人数での経営塾のほか、次世代の起業家育成として、子どもアントレプレナー事業などをはじめます。私は、これからのビジネスやまちづくりには、既存の仕組みを超えた、独創的な取組みが数多く生まれることが不可欠だと考えています。そしてその主役は、やはり次代を担う若い世代に託されています。そのためにも、彼ら彼女らが自らの思いを形にするために思い切って挑戦できる環境の整備が必要です。今後は様々な専門機関からの知見も得て、基本政策の期間半ばには、若者たちが自由な発想で様々なビジネスアイデアなどを提案し、切磋琢磨できるような環境整備してまいります。

### （質問）

大きな意味で来年度は任期の半ばを迎えることとなります。早急な取り組みをお願いしておきます。大阪府の総合計画によると、新都心としての拠点は東大阪市の荒本、堺市の中百舌鳥、豊中市の千里中央となっており、本市における産業の集積は千里中央を核とすることが広域行政とも整合性がとれることとなります。たしかに荒本や中百舌鳥には産業振興拠点施設が立地していますが、千里中央にそのような施設は見当たりません。一方で製造業は西部、商業は中心市街地で広域軸とは少しズレているだけでなく、産業振興機能である起業チャレンジセンターは蛍池、岡町、庄内と移転を繰り返しています。千里中央は民間資本によって再開発が進められていきますが、市として広域行政とも連携しながら、千里中央を産業振興の拠点にしていくことについて市の見解を求めます。

## ＜答弁＞

千里中央地区は、高い交通利便性を背景に、業務オフィスや商業機能など都市機能の高度な集積を有するまちです。「千里中央地区活性化ビジョン」でも、西町エリアでの業務機能、東町エリアでの商業機能の充実を図り、北部大阪の都市拠点にふさわしい高次都市機能の導入を掲げております。これを受け、「千里中央地区活性化基本計画」では、東町エリアの将来像のひとつを「ビジネス、生活、集客が適度にミックスし、バランスの取れた、魅力ある機能が展開するコンパクトな複合拠点」と位置付けております。このため、「新・産業振興ビジョン」においても、千里中央地区においては、都市機能の複合化・高度化のため、本社機能やサテライトオフィス、学術・研究施設等の誘致をめざすこととしております。現在進行中の千里中央地区の再整備のなかで、官民が連携しながら、業務機能や商業機能の集積、高次都市機能の充実につながるような取組みを検討してまいります。

## （意見・要望）

広域軸への機能移転について、前向きな答弁として受け止めておきます。箕面市を例にとると、地下鉄御堂筋線の延線にともない、市民ホールの移転、市民病院の移転、大学の移転とわかりやすいくらい広域軸への機能移転が進んでいます。千里中央駅、緑地公園駅は市域内にありますし、桃山台駅には豊中駅との路線バスが集中しています。曾根駅と緑地公園駅との路線バスはもちろん、服部天神駅と江坂駅、庄内駅と新大阪駅を結ぶ東西軸の強化に努めることが、広域軸と市の中心軸とのズレを埋めることになることを意見しておきます。

## 【新型コロナ対策のこれまでの振り返りと今後の方針】

### （質問）

新型コロナ感染症の流行が始まって、丸3年が経ちました。国内では累計で陽性者が3千3百万人を超えました。亡くなった方の数も7万2千人を超えていますが、亡くなった方のうち80歳以上が75%を占めており、とりわけ高齢者にとって恐ろしい感染症と言えます。大阪府では、死亡者数が実数でも人口10万人当たりでも全国最悪。そんな中で本市では、長内市長以下保健所を中心に市民の生命と健康を守るために、懸命に取り組んでいただいていることを、まずは感謝申し上げます。第1波から直近の第8波に至るまで、次の波が来るたびに新規陽性者は拡大の一途をたどっていますが、一方で、重症化率・死亡率はむしろ下がる傾向にあるようです。感染力が強くなる半面で弱毒化する傾向は、感染症流行が収束に向かう過程をたどっているようにも見えます。まずは保健所に、これまでの対応についてお尋ねします。

一点目。初期の感染が拡大し始めた時期から、感染爆発・パンデミック状態へ、そして変異を繰り返しながらどうやら弱毒化してきたかと思われる今の段階、途中でワクチン

接種開始などもあったわけですが、そういった流行の段階、フェーズによって、最重点課題は変わっていくものと思いますが、どの時期に、何を一番重点に取り組んできたのでしょうか。

二点目。今振り返ってみて、成功した・有効だったという取り組みもあれば、未知の感染症とたたかってきたわけですから、今になって思えば「やりすぎ」だったことや「失敗」と、言うとは厳しすぎるかもしれませんが、当時としては最善を尽くしたつもりだが「今になって思えば」あまり効果的でなかったかもしれないことも、あるのではないかと思います。そういったことについて、差し支えない範囲でお聞かせください。また、そういった試行錯誤の経験と、感染力が強くなる一方で弱毒化する傾向にあること、感染症法上の2類相当から5類へと位置づけが変わること等も踏まえて、今後の新型コロナ対応について、どのように考えているのかお聞かせください。

次に、市立豊中病院にお尋ねします。同じような質問なのですが、最初のコロナ患者を受け入れた時から今に至るまで、当初の態勢、その後の病床拡大、コロナ患者数または病床数が一番多かった時期はいつ頃で、一般診療もかなりの影響を受けていたことかと思いますが、当時の一般診療の様子（救急の受け入れ制限、手術の先送りなど）はどのようなものだったでしょうか。今から振り返れば、少し「やりすぎ」だった部分や、あるいは、あまり効果的でなかった対応もあったかと思いますが、どのような点でしょうか。患者数としては、第7波・第8波とピーク時の山の高さは後になるにつれて大きくなってきたかと思いますが、一方で、重症化率・死亡率はむしろ下がる傾向、感染力は強くなるが弱毒化する傾向にあります。また、未知の感染症だった新型コロナですが、流行が始まって3年が経ち、医療スタッフもさまざまな経験をしてきたでしょうし、医学的な知見もある程度蓄積されてきたことかと思いますが、そうしたことも踏まえて、今後の病院としてのコロナ対応について、今、どのようなことを考えているのかお聞かせください。

続いて、福祉部に尋ねます。コロナ禍は、福祉の分野にも深刻な影響がありました。介護事業所でのクラスター発生。利用者だけでなく介護スタッフにも感染が拡大し、スタッフ不足により事業所運営継続が困難になったケースもあったかと思いますが。地域福祉の分野では、これまで長年多様な主体（行政、社協、ボランティアグループ等々）が進めてきた、高齢者が元気を維持するための地域での様々な活動も、ほとんどが活動中断を余儀なくされました。コロナ禍が長期にわたる中、コロナフレイルの問題も深刻化・顕在化しています。これまでのコロナ禍の中で、福祉部としてどのような対応をしてきたのか、振り返ってみて、有効・効果的だったこと、あまり効果的ではなかったこと、「やりすぎ」あるいは不必要だったことなど、今、どのように考えているのか。また、その経験を踏まえて、福祉施策を進めていく上で、今後についてどのように考えているのか、高齢福祉、地域福祉を中心にお聞かせください。

<答弁>

**【健康医療部】**

**（感染拡大と重点的に取組んだこと）**

### 《第1波～第3波》

保健所全体で迅速に災害対応態勢を取り対応しました。感染拡大を防ぐため、陽性者に対し積極的に疫学調査を行い、濃厚接触者の特定と自宅待機の要請をしました。併せて、自宅療養を行う陽性者には毎日電話での健康観察を行いました。また、陽性者の行動歴の聞き取りを行い、感染リスクの高い場所の特定と、そのクラスター対策を行いました。

### 《第4波～第5波》

令和3年3月頃からの第4波のアルファ株、6月頃からの第5波のデルタ株では、重症者や死亡者が急増しました。また、陽性者が救急車の中で長時間待機するなど、入院調整に時間を要することが多くなりました。このことから急変に備え、医師会や訪問看護ステーションの協力を得て、往診体制の整備や健康観察を重点的に行ってきました。また、高齢者施設や医療機関を中心にクラスター対策を行ってきました。

### 《第6波以降》

令和3年12月頃の第6波以降は、オミクロン株により感染が急拡大した時期です。令和4年1月から4月までは全庁からの応援職員による疫学調査を実施しました。また、スマホによる疫学調査を導入しました。疫学調査を重症化リスクの高い陽性者に限定する中、すべての陽性者に療養に関する情報提供を行うため、重症化リスクの低い陽性者へのショートメールの送信や、かかりつけ医による療養方針の決定を行って頂きました。

#### (振り返り評価)

感染症の各フェーズに応じて重点的に取り組んできたことにより、重症化の兆しを早期に発見し治療につなげる等市民の安全、安心につながるように努めてきました。一方で、感染が急拡大した第6波以降においては、感染経路の特定などにより感染拡大の防止を目的とする積極的疫学調査に対する職員の負担感、無力感が大きくなりました。国や府には、新型コロナの各フェーズに応じて、適切な時期に適切な指示を行っていただきたかったと感じます。

#### (5類となる今後)

引き続き国の方針を注視しながら、リスクの高い高齢者施設には環境整備や感染対策を継続して指導をしていきます。また、市民が必要な診察や治療が受けられるように、医療機関に協力を働きかけるなど、平時より医療体制を強化に努めていきます。基礎疾患をお持ちで自己管理が不十分な方の死亡事例が多く、課題と考えています。

### 【市立豊中病院】

ご質問4点のうち、1点目につきましては、令和2年2月第1波当初は、感染症病棟8床で患者の受け入れを開始し、この3年間に実施した病床確保の体制変更39回、最大入院患者数は令和4年2月からの第6波流行で395人、最大病床確保数は令和3年5月からの第4波流行で68床でした。一般診療では、予定入院や不急手術の延期に加え、救急外来の制限などの影響がございました。2点目ですが、この間、入院要請が短期間で急増することが繰り返しあり、受入れ困難事案もございました。受け入れベッドをあらかじめ確保し「備える」という点では必要な措置であったと考えております。3点目の現在のコロナ対応では、入院患者の重症化に至らないケースが

増え、集中治療室での管理を要するケースが少なくなりました。4点目ですが、感染症法上の位置づけが5類となることから、それに向けて当院では一般診療中心の診療体制へ転換するべく感染症病棟の縮小を前提にした病棟の再編成など、現在、準備を進めているところでございます。

#### 【福祉部】

介護及び障害福祉サービス事業者への対応については、PCR 検査等の費用をはじめ感染防止対策物品購入に係る補助など、サービス継続のため様々な支援を行いました。これらは感染拡大防止策を講じながら、在宅や施設で生活する方々を支え、サービス提供の維持が必須の事業者への支援として有効な施策であったと考えています。また、ワクチン接種支援や知的障害者のためのワクチン接種会場の設置、高齢者任意PCR無料検査など、多くの関係機関に協力いただき実施し、コロナ禍で多くの不安を抱える高齢者や障害者に有益な事業を行うことができました。コロナ禍において緊急的に取り組んだ地域人材活用支援金事業など人材確保につながる施策については、今後のサービス提供体制の確保を図るため、事業者等とともに、効果的に推し進める必要がある事業と認識しております。コロナ禍3年間の経験をふまえ、高齢者や障害者が非常時においても安定したサービスをご利用いただけるよう、人材確保策や施設運営支援策等を実施することにより、提供体制の構築を進めてまいります。地域福祉活動においては、中止を余儀なくされた活動もありましたが、校区福祉委員会が行う介護予防体操は、フレイル予防の観点から、できるだけ活動を止めることなく継続できるよう感染対策を十分とりながら開催されました。屋外で行うウォーキング、ICT 活用も取り入れ、新たな地域づくり、居場所づくりに取り組みました。

#### (質問)

大変な状況の中、職員の皆さんが懸命に頑張ってくださいましたことに、改めて感謝申し上げます。次に、コロナ感染症の後遺症についてお尋ねします。

一点目。本市として患者数などの実態は把握していますか。

二点目。症状や治療法、現時点では対症療法ということなのかな、と思いますが、現時点で分かっていることを教えてください。

三点目。市内、あるいは府内に、専門医療機関はあるのでしょうか。

四点目。本市の相談体制はあるのでしょうか。

五点目。コロナ後遺症で医療機関に受診する場合、公費負担なのか、保険診療になるのか、保健は適用されるのか、等については、どのような扱いとなるのでしょうか。

次に、コロナワクチン接種による後遺症についてお尋ねします。当たり前のことですが、どんなワクチンにも副反応はあるわけで、新型コロナワクチン接種後も、軽い・重い之差こそあれ、ほとんどの場合に何らかの副反応が出ます。それが一週間、二週間、さらに1か月以上とかそれ以上続くとなると、これはもう、普通の「副反応」というレベルを超えて、「後遺症」と呼ぶべきではないのかなと思っています。国内でのワクチン接種回数は、国内だけですでに累計約3億8千万回。副反応や後遺症について、データがかなりの程度蓄積されてきたことかと思っています。今の時点で分かっていること、医学的

な知見について教えてください。

二点目、本市として患者数などの実態はどのように把握していますか。

三点目、市内あるいは府内に専門医療機関はあるのでしょうか。

四点目、本市として何らかの相談窓口は設けているのでしょうか。

五点目、ワクチンの副反応や後遺症で医療機関に受診する場合、公費負担となるのか、保険は適用されるのかなどについては、どのような扱いとなるのでしょうか。

最後に、コロナ感染症自体の重症化率も下がっており、感染症法上の位置づけも五類となります。今後のワクチン接種について、どのように考えていますか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

##### (後遺症の患者数など実態について)

後遺症の患者数は把握できておりません。後遺症のアンケート調査の結果では、47.7%の人が療養期間終了後も何らかの症状が残っていたと回答しました。

##### (後遺症についてわかっていること)

市は令和4年3月末までの新型コロナウイルス感染症罹患者26,880人に対して、大阪大学などとの公民学連携によるコロナ後遺症についての調査を行い、4,047人からの回答がありました。後遺症が30日以上続いた人で最も多い症状は倦怠感、次に多いのは職場復帰ができないなどの日常生活に支障のあるという答えでした。また、後遺症の症状が1つでも残っている人は発症から1か月の時点で5.2%、2か月で3.7%、100日で2.5%となっており、多くの人が時間経過によって症状が改善していくことがわかりました。

##### (市内の専門医療機関について)

市内に専門医療機関はありません。

市としては、まずはかかりつけ医や府内の「後遺症受診可能医療機関」をもとに症状に応じた診療科の案内を行っています。

##### (市の相談体制について)

令和4年4月1日から「とよなかコロナ後遺症相談窓口」を設置し、平日の10時から16時まで保健師や看護師が電話による相談に応じています。

##### (保険適用について)

後遺症の保険適用についてですが、有症状に対しての診療となることから通常の保険適用となります。

##### (医学的知見)

新型コロナワクチン接種後の症状として、接種部位の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢などが現れることがありますが、これは体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程での反応です。接種翌日をピークに発現することが多いですが、多くは数日以内に回復していきます。発熱や痛みに対しては、医師が処方する薬以外にも、市販の解熱鎮痛薬で対応いただくことができます。また、稀な頻度で接種後の短時間に喘鳴や呼吸苦、動悸、蕁麻疹などが出現するアナフィラキシーが発生しています。もし、アナフィラキシーが起きたときには、接種会場や医療

機関ですぐにアドレナリン注射などの治療を行います。

(患者数など)

令和5年3月1日現在で、健康被害の相談数は延べ102件、うち健康被害救済制度申請者は31人、健康被害として国が認定したのは2人です。2人ともアナフィラキシーショックでした。

(専門医療機関)

副反応やワクチン後遺症の専門医療機関はありません。何らかの症状が出た場合には、一般診療所に受診いただいております。豊中ワクチンダイヤルにご相談願います。

(保険適用)

ワクチン接種後、何らかの症状が出て受診する場合は、一般診療となります。公費の対象にはなりません。

(今後の接種・なりふりかまわず)

今後のワクチン接種についても、国の方針に合わせて、接種希望者が安全、安心に接種できるように体制を整え、実施してまいります。

(意見・要望)

今日は保健所、市立病院、福祉部に、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を振り返りながら、今後についてお尋ねしました。まだ完全に収束したわけではないので、「振り返り」や「今後について」と尋ねられても、なかなか難しかったかもしれません。大変な状況の中で、様々な苦労があったことかと思えます。未知の感染症との遭遇、パンデミックは、残念ながら、恐らくは今後もあるだろうと考えられますので、今の苦労は貴重な経験となり、糧となるはずです。ぜひ今後に活かしていただきますよう、お願いしておきます。

## 【下水の分析】

(質問)

下水の分析について伺います。先月、ある新聞記事に地下を流れる下水から、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザ等の感染者が排出するウイルスの増減を調べ、流行状況を把握するという研究が進められているとありました。下水からウイルスの遺伝情報であるリボ核酸(RNA)を濃縮し、PCR装置で濃度(1リットル当たりのウイルス遺伝子数)を測定するというものだそうですが、実際に、これまでにこのような手法でウイルスの流行状況を把握することはあったのでしょうか、教えて下さい。

<答弁>

豊中市としては下水からウイルスの流行状況の把握を行ったことはありません。

(質問)



先程とは別の記事に、塩野義製薬と島津製作所が共同出資するアドバンセンチネル（大阪市）は、下水を分析することで季節性インフルエンザウイルスの市中感染の状況を把握できるいわゆる下水疫学調査のサービスを開始したとありました。また、このサービスは新型コロナウイルスの状況把握もできるとのことです。新型コロナウイルスはなかなか完全に収まるころまでは至らず、今年に入り、季節性インフルエンザの流行も見られますが、このような技術やサービスを活用し、様々なウイルスの流行状況を把握することは、感染症対策を行う上で大いに役立つのではないかと考えますが、上下水道局の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

下水疫学調査については、下水に含まれる季節性インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスを発症前から検知できる可能性や感染症の増減を推定するための手段としての研究が進められており、国では今年度、実証事業を行っている状況です。このことは、感染症対策を行う上で広域における新型コロナウイルス感染症のまん延状況の把握できる可能性も示唆されています。上下水道局としては、今後、実証事業の結果など、これらの動向を注視してまいります。

（意見・要望）

まだまだ、研究、実験段階かと思えますし、実際に、本市の感染症対策に効果があるのか、コスト面や物理的負担がどの程度のものなのかなど、見極める必要もあるかと思えますが、ぜひ、引き続き、国や事業者等の研究動向を注視して頂きたいと要望しておきます。

## 【基本的な考え方と実際の導入・適用】

（質問）

民間委託のあり方についてお尋ねします。以前も、私たちの会派所属の木村議員が質問で取り上げたテーマですが、その続きです。2008年策定の『民間活力導入のガイドライン』には、「行政自身に取り組むべきこと」というところがあり、そこには、「法律等で行政にしか行うことが認められていない許認可等の行為、税の賦課徴収等、公権力の行使にあたる行為違反建築に対する指導等の行政指導に関する行為」などが例示されています。しかしながら、それらは、「行政がやるべきこと」というのとは、ちょっと違うように思います。許認可や税の賦課徴収、行政指導などは、法令上、行政機関にしかできないこと・民間でやってはならないことです。一方、「べきか、べきでないか」は、価値観、考え方の問題です。例えば、『ガイドライン』では、上下水道や保健衛生など、市民の生命・健康・日常生活の維持に直接的に重大な影響を及ぼす広い意味でのインフラ部門について、特別な記述はなく、一般的な事務事業と同じ扱いとなっています。『ガイドライン』策定の2008年当時、本市は財政非常事態宣言下にありました。また、その後の15年の間に、東日本大震災と原発事故、新型コロナ感染症

のパンデミックを経験しました。地球規模での気候変動により、「10年に1度」あるいは「観測史上最高」というような極端な気象現象が、毎年のように発生しています。南海トラフ地震が近い将来かなりの確率で起こるとも言われています。また、格差の拡大や貧困の蔓延などの社会課題も、より深刻化しています。市民の生命、健康、生活を支えるための基盤である〈公共〉についての考え方も、大きく変わりつつあります。行政機関、非営利団体や地域住民、営利事業者、この三者で公共領域を支えているわけですが、「住民福祉の向上」が使命である行政機関が、より大きな責任を負っていることは当然です。「公共」についての考え方が変化すれば、行政の果たすべき役割についての考え方もまた、変わっていきます。質問ですが、『ガイドライン』の見直し・改訂、あるいは、『ガイドライン』に代わる新たな民間活力導入についての基本的な考え方を取りまとめる必要があると考えますが、いかがでしょうか？

#### <答弁>

ご指摘のとおり、外部活力導入のガイドライン策定時から、社会情勢や市民サービスのあり方は大きく変化してきております。複雑多様化する地域課題や市民ニーズ、ICT等の技術革新など様々な事象もふまえ、現在、ガイドラインの点検を進めているところでです。

#### (質問)

「『民間活力導入のガイドライン』の点検を進めている」との答弁でした。木村議員の以前の質問では、「公共」という概念を整理し明確にした上で、民間活力導入のあり方、民間との協働のあり方を、改めて考えるべきだと指摘していました。『ガイドライン』点検作業が、時代の要請に即したものとなるよう、期待しています。先ほど、「法令等により行政機関でないといけないこと」と、「行政自身が取り組むべきこと」とは、問題の立て方が少し異なるのではないかと、性質が違う問題なのではないかと、というようなことを申し上げましたが、この点について、具体的な事例を取り上げながら、もう少し考えてみたいと思います。上下水道局の庄内処理場、また上下水道局が委託を受けている原田の処理場の運転業務も、民間委託されています。水道でも、柴原浄水場の運転業務が民間委託されています。言うまでもなく、上下水道は市民生活を支える大切な基盤であり、処理場や浄水場は、その中核を成しています。その処理場や浄水場のさまざまな業務のうち、「本体業務」とでも言うべき運転業務が、民間委託されているわけです。民間委託してしばらくの間は、直営で行っていた頃に実際に運転業務に当たっていた職員がいますが、10年15年と経つうちに、そういう職員はいなくなります。

ここで質問です。

1点目。実際に運転業務をやったことのない職員に、業者が業務を適正に遂行してくれているのかどうか、判断できるのでしょうか。

2点目。業務の上で、何らかのイレギュラーな事態が生じた場合、委託事業者に対して指示や指導等が必要となることも当然あるはずですが、自分でやったことがない職員が、適切な判断・的確な指示ができるのでしょうか。

3点目。業者は競争入札で選定されていますが、落札者以外に応札がなかったことが

たびたびあったとうかがっています。仮に何らかの理由で受託業者が撤退する、あるいは最悪の場合倒産等した場合、他の業者が見つからない心配はないのでしょうか。

4点目。仮にしばらく後に別の業者と契約できるとしても、次の業者が決まるまでしばらくの間は、職員が直営で業務を行う必要があります。災害などの際にも、業者のスタッフだけでは人員を確保できないことも考えられます。このような、何らかの事情で急遽市の職員が業務に当たらねばならない場合に、経験のない職員ばかりで正常・適正な業務遂行ができるのでしょうか。

5点目。市民生活を直接的に支えるインフラ部門である上下水道、その根幹を成す処理場や浄水場の、そのまた本体部分である運転業務は、先ほどの「べきか、べきでないか」の話で言えば、まさしく直営で行うべき業務ではないかと思えるのですが、いかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

#### <答弁>

最初に、業務の履行の確認については、仕様書に基づき受託者から日報や点検表による報告を受け、モニタリングを行い確認している。2点目の職員が、適切な指示ができるのかについては、受託者との綿密な情報共有、協議、助言などを行いながら業務状況の把握に努めており、運転監視に関する重要な判断は職員が行っている。3点目の受託者の倒産などへの対応ですが、全国的に同様の業務を受託している業者は複数あることから、他の業者で対応は可能と考えている。4点目の受託者が不在の場合などへの対応ですが、職員は日ごろから設備更新、保守点検や水質管理などの業務の中で、技術面や業務間の関連性などを経験、習得しつつ、緊急時に備えている。最後に、業務委託すべきかについてですが、下水処理場と浄水場における最も重要である水質管理や、異常時における判断は全て職員が行っている。運転監視業務を委託することにより、職員が水質改善のための適切な運転方法の検討や設備の更新計画の作成、保守管理などのマネジメントに、より注力することができ、結果的に施設全体の効率的な運営に資することができている。

#### (意見・要望)

「問題ありません」という答弁でした。この続きは委員会で、木村議員が直接質問するそうですので、よろしくお願いします。

### 【ワークルール教育・高校生への出前講座】

#### (質問)

ワークルール教育、高校生を含めた若い人たちに向けた労働法の周知啓発などについてうかがいます。極端な長時間労働、休みが取れない、年次有給休暇も与えない、パワハラやセクハラ、辞めたいと言っても辞めさせてくれない、サービス残業つまりタダ働きさせられる等々、労働法をまともに守らない、いわゆる「ブラック企業」が社会問題化しています。近年では「ブラックバイト」という言葉も知られるようになりましたが、

アルバイトで働く若い人たちが、ひどい労働条件で心身不調に陥ったり、大学生や専門学校生などの場合は学業に支障が出たりすることも問題となっています。高校生ではアルバイトする人も少なくありませんし、卒業後は就職する人もいますし、大学や専門学校に進学した場合でも、ほとんどの人はアルバイトすることになるでしょう。労働法を学ぶことは、自分の身を守ることになります。高校生にも、ぜひ労働法を知ってほしいものですが、中学や高校の学校の教科の授業では、労働法についてきちんと学ぶ機会はほとんどありません。労働行政が果たせる役割は小さくないものと考えます。

質問です。

一点目。高校生に対するワークルール教育、まずは出前講座について、これまでの取り組み、近年の実績(学校数、開催回数、参加者数など)について教えてください。

二点目。出前講座は、こちらから押しかけるわけにはいかず、呼んでもらわねばなりません。各高校にどのように働きかけているのか、教えてください。

三点目。出前講座以外に、高校生だけでなくも主として若者を対象とする、ワークルールの周知啓発について、何か取り組んでいることがあるなら教えてください。

#### <答弁>

労働啓発については、令和4年度から消費者教育に関する出前講座を実施する中でアルバイト先での労働トラブル事例や労働相談窓口などについて紹介いたします。令和3年度から、市内全ての高等学校を訪問し、出前講座の案内をしており、令和3年度は、2校で、合計930名が参加されました。令和4年度は、3月10日に1校実施予定で2年生全員が参加される予定です。出前講座以外では、身の回りで生じる労働問題に気づき、困った時には相談できる窓口がある事を知って頂くために若者向けのショートムービーを活用した周知啓発を実施しております。

#### (質問)

高校での出前講座の実績は、昨年度が2校、今年度が1校ということで、ややさみしい気もしますが、コロナ禍の中でしたし、始めたばかりのようでもありますので、今後に期待したいと思います。ショートムービーについては、1分前後、短くて簡単で分かりやすい内容ですので、具体的な、パワハラとか有給休暇とか解雇とか、ハッシュタグで引っかけって再生回数が増えてくれればいいなと思います。

さて次に、労働法についてなど、一般的なルールを説明することももちろん大切ですが、実際にトラブルに直面した場合には、個別・具体的問題に即して相談できる場所が必要です。現状での豊中市の労働相談窓口の態勢について教えてください。もう一つ、高校生はじめ若者に対するワークルールの周知啓発を進めていく上で、どのような点が課題だと考えているのか、その課題も踏まえて、今後どのように進めていくつもりなのか、お考えをお聞かせください。

#### <答弁>

本市の労働相談は、月曜、水曜、金曜の10時から16時で社会保険労務士が対面や電話にて相談をお受けしています。なお、NATS の連携で他市の相談窓口も利用

可能です。また、オンラインでの相談を希望する場合には、大阪府の相談窓口をご案内しております。周知啓発での課題は、労働者の権利等に対して関心を持つ若者が少ないことと考えており、ショートムービーの活用や出前講座の実施校を増やすことで、トラブルが生じた時に相談ができる窓口を知って頂く取り組みを充実して参ります。

### (意見・要望)

「労働者の権利について関心を持つ若者が少ないことが課題」とのことでしたが、おっしゃる通りだと思います。労働時間、休日、最低賃金その他、さまざまなことについて最低限度の基準が法律で決まっていますが、全く知らない、自分がひどい働き方をしているということ自体が分からない。いよいよもってにっちもさっちもいなくなって、例えば身体を壊したりメンタル不調に陥ったりして、初めてどこかに相談して、「何でもっと早く相談しなかったの」というのは、よくあることです。一般論として、自分の身に直接降りかかってからでないと、他人事としか思えず関心が持てない、というのは、どんな問題でも共通することではないかと思えます。ネット上の発信の場合は、まずは見てもらわないことには始まりませんので、どのような発信をすれば見てもらえるのか。関心を持ってもらえるのか。いろいろ試行錯誤を続けながら、何とか良い方法を見つけていただければと思います。ショートムービーのどこかで、何かに、「フックする」ものがあれば、と期待します。それとともに、出前講座のように、こちらから出かけていくことも大切です。どこかの高校で労働法の出前講座をやって、たとえその時にはまともに聴いてもらえなくても、「労働時間の上限も最低賃金も法律で決まっている」といったような、断片的な知識であっても頭の片隅に何か残っていれば、何らかのトラブルとなった時に、「おかしい」と思えるかもしれません。そもそも、「おかしい」「ひどい状態だ」と思えなければ、「相談してみよう」という気にもならないわけですから。労働法を知ることは、自分の身を守るために、大切なことです。今後の取り組みに期待しています。

## 【基金の運用】

### (質問)

基金の運用について伺います。欧米など海外での利上げに伴う、国内債券市場の金利上昇を背景に、自治体の貯金にあたる基金を利回りの高い債券で運用する動きが進んでいるとの報道がありました。神戸市は今年度、これまでは20年物が最長だった債券の購入を、さらに高い利回りが見込めるとして、30年物国債を新たに65億円分購入しました。ちなみに、神戸市では、昨年度末時点で基金総額のうち77%を国債や地方債など債券を中心とする有価証券で運用されています。大阪市も昨年度から債券の年間購入額を200億円から300億円に増やしています。日銀がこれまで続けた大規模緩和の修正に動き出し長期金利の先高観が強まる中、自治体は資金運用と、市債発行等の資金調達において戦略の再構築が必要になるとの専門家の指摘もありますが、本市は今後の金利の見通しをどのように捉え、債券等の有価証券の購入額を

増やすなど、基金の運用に関して、新たな戦略の構築等は考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。また、参考までに、現在の本市の基金残高の総額と、どのような形で保有、運用しているのか、その内訳と比率を教えてください。

<答弁>

基金の運用にかかる見解ですが、金利に限らず社会経済情勢は引き続き不透明だと考えております一方で、現状の基金残高、今後の資金需要等も鑑みながら、「債券運用戦略」で示している考え方や設定している上限の範囲での運用を継続してまいりたいと考えています。令和5年2月下旬時点での本市の基金残高は、総額で約300億円。その保有・運用の形は、約70%が定期性の預金、約28%が普通預金、約2%が債権です。

(意見・要望)

基金の運用益は、地方交付税の基準となる「基準財政収入額」にも計上されないため、自治体にとって新たな収益源となり得る訳ですので、来年度以降、3億円ずつ新規での債権を購入していくと伺っていますが、新型コロナウイルスに関する交付金で、財政調整基金もかなり増えてきていますし、歳入増加策の一つとして、あらためて、積極的に基金を運用頂くことを要望しておきます。

## 【土地鑑定の数化】

(質問)

市有地を売買する際には土地の鑑定評価を外部にお願いしています。過去5年間で、鑑定評価をお願いした事業者は何社ありますか。一つの土地について、鑑定評価は一社しか行っていませんが、その場合には鑑定評価の金額が売買価格に直結することになります。売却時は入札のため、上振れることが予想されますが、購入時には複数の鑑定評価をもって最終的に市が価格を決めるべきだと思いますが、市の見解についてお聞かせください。

<答弁>

平成30年度から令和4年度2月28日まで、市有地の売却にかかる土地の鑑定評価を委託した事業社数は9社、公共事業に伴う土地買収は12社となります。公共事業に伴う土地買収については、全国的な用地補償の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」、市の「公共事業用地取得にともなう土地評価価格処理規定」に基づき、不動産鑑定士による鑑定評価から価格を決定しております。

(質問)

購入時に国の補助金があるときは、二社鑑定と聞いていますが、その趣旨に沿えば、複数鑑定が望ましく、鑑定結果から市が主体的に購入価格を決めていくことが大切だ

と思います。手間が増えるというデメリットがあるものの、公明正大な取引をしていくためには必要な手続きと考えますが、市の見解をお聞かせください。

#### <答弁>

国や大阪府に補助金を申請する場合は、平成10年2月12日付大阪府土木部長通知「大阪府土木部所管の市町村補助事業に伴う用地取得にかかる土地評価及び損失補償費の設定と審査について」を踏まえ、「公共事業用地取得にともなう土地評価価格処理規定」に基づき、2社による鑑定を実施しているところです。

それらを除き、市が単独の財源で土地を買収する場合は、費用対効果を考慮し、先に答弁しましたとおり、全国的な用地補償の基準や市の規定に基づき、不動産鑑定士による鑑定評価で価格を決定しており、土地の鑑定評価を1事業社で行うことについては、適切と考えております。

#### (意見・要望)

市の考え方はよくわかりましたが、不動産取引は権利者の同意がないと進みません。権利者の理解や納得を得られやすくするためにも、頑なに一社に限ることなく、臨機応変に複数鑑定でご対応いただきたいと要望とさせていただきます。

### 【ふるさと納税制度の活用】

#### (質問)

ふるさと納税制度は、市民税控除額の75%を交付税措置される仕組みです。市民からの寄付は返礼品を禁止されましたが、市民税控除額に反映され、交付税措置に参入されるため、一度で二度美味しいと言えます。市民からの寄付を募る取り組みとして寄付サイトを立ち上げられ、一定の評価するものの、課題は先の議会でも指摘しました。ここで提案です。給食費の無償化は小中全体で実現するためには年間20億円必要ですが、これは豊中市のふるさと納税における市民税控除額の規模に匹敵します。給食費無償化の理想は良いとして、財源を論じなければ無責任でしかありません。ガバメントクラウドファンディングとして、広く市民から「子どもたちが家庭の事情に気兼ねなく食事できるように給食を無償化する」として寄付を募ります。現在、保護者からは給食費としてお支払いいただいている年間平均4万8000円を寄付として受ければどうでしょうか。にわかには20億円以上が集まり、15億円が交付税措置されます。保護者に関してのみ20億円分をマチカネポイントで返還すれば、返礼品にも当たりません。そうすることによって、市費5億円で実質的な給食費無償化が実現できます。これについて市の見解をお聞かせください。

#### <答弁>

寄附が任意の行為であることをふまえますと、20億円という寄附額の確実な見込に基づき学校給食の無償化に踏み切る政策判断を行うことは、難しいと考えております。

### (質問)

今回はあくまでも一つの事例を示したわけですが、もっと前向きに取り組んでいただきたいという思いです。それくらいのインパクトあるガバメントクラウドファンディングを実施しなければ、市民からの寄付を募る目的で設置した寄付サイトの意義がないと考えますが、いかがでしょうか。

### <答弁>

令和5年度には、新型コロナウイルス感染症が感染症法上五類に位置付けられる見込みで、本市においても「脱コロナ」に向けた取組みを進めていくこととなります。そのようななかで、新型コロナウイルス対策基金への寄附募集を主として構築した市独自の寄附サイトと、そのクラウドファンディング機能の今後の発展的な活用は、検討すべき課題と認識しております。

### (意見・要望)

市民から寄付を集める意味は、寄付文化の醸成という目的もあるかもしれませんが、それ以上にふるさと納税制度の仕組みを上手く活用して、市が効率的に財源確保することに盲目であっていいことにはなりません。市民からのいただく寄付は75%増してあることを肝に命じていただき、本事業の取組みに期待しております。

## 【職員採用試験における不正防止】

### (質問)

職員採用試験における不正防止について伺います。昨年1月の大学入学共通テストで、女子大学生が受験中に試験問題を撮影して外部に流出させ、外部の者に解答を求めるといった事件は衝撃的でしたが、他にも入試に関して、インターネットやデジタル機器等を使用した不正事件がしばしば報道されています。また、大学入試だけでなく、就職試験でも不正行為が起きているようで、昨年秋には、就職活動をする学生らの能力や適性を測るために企業が実施する「ウェブテスト」を本人になりすまし受験する、いわゆる「替え玉受験」を行ったとして、全国初の逮捕者が出ました。新型コロナウイルスの流行で、企業等の採用活動のあり方も大きく変わってきたと思います。試験は会場に集まることなく、自宅で受けられたり、面接も対面ではなく、Web を用いたりリモートによる面接も増えてきていると思います。そこで、伺いますが、本市の職員採用試験においては、どの程度、Web を活用したいわゆるリモートで受けられる試験形式を用いられているのでしょうか。また、カンニングやなりすまし、替え玉などの不正行為を防止する対策は講じられているのでしょうか、教えて下さい。また、不正行為を発見した場合は、何らかの法的措置などは講じておられるのか、もしくは、講じるおつもりがあるのか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>



本市の職員採用試験においては、適正検査や面接の一部で WEB 方式を取り入れています。適正検査の試験実施の際は、委託業者において、試験開始前に顔写真付き本人確認書類等で確認を行い、監督者が全ての受験者に対して、場所・環境のチェックや机、周辺のチェック、パソコン・通信機器のチェックなどを、WEB カメラを通じて行っています。試験中においても、委託業者によりパソコン操作、カメラ映像、音を WEB 上で監督しています。また、WEB 面接の際には、申込時に添付された顔写真で事前に照合を行い、面接試験を実施しています。さらに、自己 PR シート等において、不実の記載があるときには公務員として任用される資格を失うことや採用後においても免職されることがあるということを事前に示しています。これまで WEB 方式での試験において、不正行為が発覚した事案はありませんが、仮に、不正行為が発覚した際は、不正行為の内容、悪質性等を考慮したうえで厳正に対応します。

### （意見・要望）

今回の答弁内容を学生たちに聞いてみました。すると、例えば、「適性検査の試験実施の際、監督者が全ての受験者に対して、場所・環境のチェックや机、周辺のチェック、パソコン・通信機器のチェックを WEB カメラで実施しても、試験中にスマホの利用などは容易にできるのではないか」との指摘がありました。これまで WEB を活用した試験において、不正行為が発覚した事案はないとのことですが、あらためて、現在の対策や対応で、不正行為が完全に防ぐことができるのか、もしくは、監督者が発見することができるのか、検証頂きたいと要望しておきます。また、デジタル機器やツールは進化や進歩を遂げていますし、今後、職員採用試験における WEB の活用が更に広がる可能性も考えられますので、その様な技術の進化や活用の拡大を踏まえた不正防止策の検討をしておくべきではないかと意見しておきます。

## 【入札の諸課題】

### （質問）

少額随意契約について、その価格の規定について法的根拠を教えてください。また、その規定はいつ財務規則に盛り込まれたのか、改定の状況について教えてください。

### <答弁>

少額随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき、財務規則第104条第1項にその範囲を定めており、消費税及び地方消費税を含む予定価格が、「工事又は製造の請負」の場合は130万円、「財産の買入れ」の場合は80万円、「物件の借入れ」の場合は40万円、「財産の売払い」及び「物件の貸付け」の場合は30万円、それら以外のものは50万円を、超えない範囲としている。また、財務規則における当該規定については、地方自治法施行令の改正に併せて、昭和57年10月1日に改正施行して以降、現在に至るまで改正は行っていない。

**(質問)**

消費税の導入や物価価格の上昇など、現在の貨幣価値において妥当とは言えず、消費税だけで10%の内包するようになり、市内事業者からはせめて外税にしてほしいとの声も聴いています。市としての国への働きかけについて教えてください。

**<答弁>**

財務規則においては、地方自治法施行令で定められた上限値をもって定めていることから、地方自治法施行令の改正が無い限り、本市の裁量にて上限額を引き上げることはできない。本件については、すでに様々な自治体から国に対して法改正の提案・要望がされているところであり、国の対応を注視しているところである。

**(意見・要望)**

市長会などを通じて積極的に要望をして頂きたい。各原課で発注する備品については意見としていますが、「同等品」の考え方について、見た目の形状だけでなく、品質や材質にも目を向けて欲しいとの声を聴いています。安かろう悪かろうではなく、しっかりと妥当な価格での購入をお願いしておきます。

## **【粗大ごみのリユース】**

**(質問)**

粗大ごみのリユースについて伺います。まずは、ここ数年の本市における粗大ごみの処理量の推移を教えてください。また、粗大ごみの処理量を減らす取り組みとして、行ってこられたこととその実績を教えてください。

**<答弁>**

粗大ごみ処理量の推移につきましては、平成26年度の788トンから徐々に増加し令和3年度には1463トンとなっております。次に、粗大ごみを減らす取り組みとしましては、市民の方の「譲りたい」ものや「譲ってほしい」ものの情報を環境交流センター内の不用品交換コミュニティボードに掲示し、当事者同士が無償で品物の受け渡しを行う取り組みや臨時ごみとして排出されたリユース可能な家具類等を排出者に承諾を得た上で、豊中市社会福祉協議会や地域団体等を通じて市民に無償で提供する取り組みを実施しています。これまでの実績としましては、それぞれ、令和4年12月末現在で累計163点と178点でございます。

**(質問)**

環境交流センター内での不用品交換は開始から約10年が経過し、社会福祉協議会や地域団体等を通じての市民への無償提供の取組みは開始から約7年が経過した中で、累計実績が163点と178点ということで、少し物足りなさを感じます。

さて、本市とは NATS で馴染みの深い西宮市は、昨年10月、株式会社メルカリと株式会社ソウゾウと、双方の資源を有効に活用した活動を通じて、リユースなど循環型社会の推進を図ることを目的に、連携協定を締結し、「メルカリ Shops」を活用した粗大ごみ販売の実証実験を開始されました。メルカリは、フリマアプリ「メルカリ」およびその関連サービスの提供をはじめとするさまざまな取り組みのサポートを、ソウゾウは小規模事業者等でも簡単にネットショップを開設できる「メルカリ Shops」を提供しています。メルカリグループでの協定締結自治体は、西宮を含めて、全国で21自治体となり、また、「メルカリ Shops」を活用した粗大ごみ販売は、西宮市が西日本では初の取り組みで、全国で3例目の事例だそうです。さらに、調べてみると同様の連携協定を締結されている自治体の中には、廃校や閉校となった学校の備品を「メルカリ Shops」を通じて販売をされている自治体もあります。実施されている自治体によると、市民のリユース促進を図るために、市民に見える形で自治体自らが率先してリユースを実施していくことにより、普及啓発において重要な役割を果たすと考えているとのこと。一方、世田谷区では一昨年、世田谷区民に配布している「資源・ごみの収集カレンダー」の最終ページに、フリマアプリ「メルカリ」の利用の仕方の紹介などを掲載し、リユースを促進し、ごみを減量してもらえるように広報、周知する取り組みをされています。世田谷区によると、「特に粗大ごみの排出など、家庭で使わなくなった物を捨てる前に、リユースの可能性を検討頂くことを推奨することで、区内のごみ排出量の削減につなげるとともに、リユースによって次の方にお渡ししていくことで、循環型社会の推進にもつながっていきたい」とのねらいがあるそうです。今、いくつか提示させて頂いた他自治体の先進事例に対する市の評価と、同様の手法により更なる粗大ごみ等の排出削減やリユースの推進に取り組んでいくことに対する、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

ご質問の官民連携による先進事例につきましては、ごみの発生抑制及び粗大ごみの削減への効果が期待できるとともに、リユースに取り組むことのメリットを感じることでできる手法であり、循環型社会の推進に寄与するものと考えています。次に、先進事例と同様の手法による粗大ごみの削減や発生抑制の取り組みとしましては、本年1月26日に利用者間で品物の取引が容易にできる情報サイト「ジモティー」を運営する株式会社ジモティーと、また、「おいくら」というリユースプラットフォームに加盟する店舗が品物を査定し買い取るシステムを運営する株式会社マーケットエンタープライズとの連携協定を締結したところです。今後は、当部で発行している「わが家のごみカレンダー」や「ハッピーごみ減量通信」に登録画面に直接アクセスできるQRコードと案内文を掲載するとともに、「広報とよなか」やSNSなど多様な方法により、市民の皆さんがこのシステムを利用して頂けるよう取り組んでまいります。

#### (意見・要望)

市民の方の中には、まだ使えるかとも思いながら、リサイクル業者を探す手間や負担を避けたり、トラブルを恐れたりすることから、結果的に市の粗大ごみ処理券を購入して、粗大ごみとして排出したり、クリーンランドに持ち込む方が楽だったり、安心という方

も少なくないと思います。そういう意味でも、本市としても事業者と連携協定を締結され、市民が「ジモティー」や「おいくら」を活用しやすくされたことは評価します。また、わが家のごみカレンダー等にもそれらのサイトやシステムの QR コードや案内文を掲載されたり、SNSなどで周知に努められるとのことで、今後の事業効果を期待します。その際、事業効果を評価するために、今後、これらのサイトやシステムをどれくらいの方が活用されているかだけでなく、実際に、どれくらい事業者の買い取りにつながったのか、どれくらい利用者間で品物の取引につながったのかを調査するとともに、最終的に、増加傾向にある粗大ごみの処理量の削減や抑制につながっているのかをあわせて調査して頂きたいと強く要望しておきます。

また、市民の方々に、まだ使える粗大ごみの販売を支援したり、推奨することはもちろん、市民に対して、市が率先して粗大ごみのリユースを行う姿勢を見せることで、市民への啓発や推奨につながることを期待できると思いますので、ぜひ、他自治体の先進事例を参考に、本市もより一層、市が所有し不要となったもので、まだ見えそうなものは、積極的にリユースにつなげ、粗大ごみ等の排出削減に取り組んで頂きたいと要望しておきます。

さらに、事業者との連携協定による粗大ごみの抑制という点で、家具や家電のレンタルサービスをしている事業者との連携も提案しておきます。本市にも転勤や進学などで転入してこられる方が一定数おられると思いますし、何らかの都合や事情で、本市で一定期間だけ生活されるという方もおられると思います。そういった方々には初期費用が抑えやすく、処分の手間や費用がかかりにくい、レンタルサービスの活用は一定メリットもニーズもあるように思います。レンタルですと、不要になった場合は、処分ではなく返却となりますので、ごみとして排出されることがなく、粗大ごみの排出削減につながると思います。ぜひ、粗大ごみ等の排出削減を目的に、今後、こういった家具や家電などのレンタルサービスをされている事業者との連携協定なども検討して頂くことを要望しておきます。

## 【畳の捨て方】

### （質問）

家庭からごみとして畳を出す場合、ホームページには収集できない記載されており、配布されているガイドブックを見ると、お問い合わせくださいと記載されています。広報のあり方について、市の見解をお聞かせください。問い合わせると、粗大ごみの臨時収集ということだが、なぜ定期収集ではダメなのか、お聞かせください。また、半分に切断することを求められますが、なぜですか。実際に一般家庭にあるノコギリ、包丁で試してみましたが、藁の切断は不可能です。一般家庭にできないことを求めるのではなく、切断は市の役目ではないか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

家庭から排出される廃棄物については、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みや分別の区分、排出頻度等を勘案して作成した処理計画に基づき収集を行っていま

す。建物の床材として設置されている畳は、建具などと同様に家のリフォーム等の工事に伴う産業廃棄物として処理すべきものが大半であると考えられます。このことから、各家庭にごみの排出方法をお知らせする分別冊子には、品物ごとの出し方のページに、「市にお問い合わせください」と記載するにとどめておりました。しかしながら、ご指摘のとおり分かりにくい箇所もありますので、「粗大ごみの判断方法」のページも含め、よりわかりやすい周知を行ってまいります。定期収集としない理由は、本来、産業廃棄物として処理すべきものが一般廃棄物として流入するリスクを回避するためであり、家庭から出される畳や建具等は、市で確認作業ができる臨時収集としております。また、畳はそのままでは中間処理施設である豊中市・伊丹市クリーンランドでの破碎処理などの過程で破碎機や焼却炉の投入口に詰まるなどし、処理作業が停滞する要因となるため、半畳の大きさにしていただいています。一般廃棄物の処理にあたっては、能率的な運営に努めることが市の責務と考えており、畳を切断しなごらの作業は収集業務に遅延が生じることから、市民の皆さんに協力を求めています。

#### (質問)

クリーンランドの要請が理不尽で、それをそのまま受け入れて、市民に負担を求めていること事態が問題です。一義的にクリーンランドが切断すべきで、クリーンランドの要請に応えるなら、市が切断すべきで、家庭が切断するのは困難です。これまでは事業系一般廃棄物としていましたが、畳製品の改良が進み、産業廃棄物となったそうですが、その解釈は自治体の裁量によって異なっています。市民生活においては DIY が盛んになるなか、和室を洋室に変えることもあります。そうした中で市民に負担を求めるとすれば、切断する理由、切断方法などを説明すべきと考えますが、周知について市の見解を求めます。

#### <答弁>

誤ったごみの排出を防止する観点からも、なぜ臨時ごみとしているのか、また、なぜ切断していただく必要があるのかについて説明を行うとともに、容易に切断できる方法についても周知してまいります。

#### (意見・要望)

この問題に対する市の姿勢を注視していきたいと思えます。市民の理解を得るための努力を惜しまないことを要望しておきます。

### 【リチウム電池の収集日】

#### (質問)

家庭ごみに紛れ込んでいる充電式電池を含む小型家電製品は、回収作業中もしくはクリーンランドで年間800件以上の発火事故が発生しています。今まで対策を講じて

いると言いながらも依然として減少していません。昨年に発火する恐れのある製品は回収日を設定して回収すべきと指摘をして参りましたが、いつから回収を始めるのかお聞きします。

<答弁>

充電式電池を含む小型家電製品の回収につきましては、現在、ダンプ車で収集している「空き缶・危険ごみ」の収集時に、一緒に別袋での収集を考慮しており、令和5年10月の実施に向け現在、豊中市・伊丹市クリーンランドと調整を行っております。

(意見・要望)

今後、発火事故が起こらないことを期待します。

## 【Jクレジット】

(質問)

Jクレジットへの参入について、調査研究いただくことを過去の答弁をいただいています。その後の進捗について教えてください。

<答弁>

Jクレジット制度は、再生可能エネルギーの活用や、適切な森林管理による二酸化炭素排出量をクレジットとして国が認証するもので、認証されたクレジットは、購入や売却をすることができます。このJクレジット制度を活用し、財源の確保につなげる取組みは、堺市や神戸市、名古屋市などで制度化されております。本市におきましては、先進事例の政令指定都市に比べて、売却のために確保できる二酸化炭素削減量が少ないことなどから、この制度を活用した財源の確保につきましては、現状では効果が低いと考えております。一方、この制度は、事業者のゼロカーボンに向けた取組みの支援につながることから、実施につきましては、企業からの要請や、国の動向を勘案しながら、見極めていきたいと考えています。

(質問)

答弁から2年経過し、この間も太陽光パネル助成や電気自動車の購入費補助など、種々の施策が進捗しており、クレジットが認証されれば、財源となるわけですから、引き続き調査研究をお願いしたいと思います。豊中市においてはゼロカーボンシティを実現するため、Jクレジットを購入することも選択肢になると思いますが、取組みは進んでいるのでしょうか。

<答弁>

Jクレジットの購入につきましては、二酸化炭素排出量の削減を進めていくための

補完的な手法として、有効であると考えております。本年度、人事交流を実施しております山形市に視察を行うなど、両市での連携事業を模索しており、この協議の中で、Jクレジット制度の有効性等についても議論しているところです。両市にとってJクレジット制度の有効性が確認された場合には、山形市で発行したクレジットを豊中市で購入するといった手法で、カーボンオフセット事業を実施できるよう、検討を進めていきたいと考えています。

#### (意見・要望)

購入の観点では取り組みが進んでいるということでした。しかしながら、ゼロカーボンシティをお金で実現するようなことではなく、学校跡地を全て緑化するくらいの取り組みをした上で、市民に覚悟を示していただきたいです。それでもなおゼロカーボンシティ実現のために購入が必要であれば、止むを得ないと考えます。しっかりと目に見えた取り組みを期待しております。

### 【子ども施策に関する所得制限】

#### (質問)

子ども施策に関する所得制限について伺います。本市が実施する子どもに関する給付や助成事業においては、基本的に所得制限は設けておられないと思いますが、設けない理由を教えてください。一方で、本市の施策で所得制限を設けられている事業があれば、所得制限を設けている理由と併せて、教えてください。

#### <答弁>

本市が実施する子ども関連の給付及び助成事業につきましては、児童手当をはじめ、子ども医療費助成やひとり親家庭への児童扶養手当等の事業がございますが、事業の趣旨や給付及び助成内容、所得制限の有無は様々であります。本市には、これら各種給付等の所得制限の設定に関する統一的な指針や方針はございませんが、それぞれの事業の趣旨や効果、財源等を総合的に勘案し、所得制限の有無を設定しております。

#### (質問)

児童手当は国の制度ではありますが、児童手当法の改正で、特例給付の対象が狭められ、昨年10月から、主たる生計者の年収が約1200万円以上の世帯は給付対象から外されることになりました。そのような状況を鑑み、自治体の中には、児童手当の対象外となっている高所得世帯に対し、所得制限なしに独自に1人あたり月5千円を配るといった制度を設けておられる自治体もあります。これまでも申し上げている通り、本来は国が所得制限を撤廃して、全ての子育て世帯、と言うよりも全ての子どもを対象に児童手当は給付すべきと考えますが、国の制度だからといって、本市が所得

制限を黙認し続けると、支給対象外となる世帯の子どもたちや保護者、養育者の孤立感、疎外感、虚無感は全く解消されません。むしろ、子育て世帯の間に大きな溝や不公平感を生み出している所得制限を本市が撤廃し、親の所得で子どもを区別しないまちや、子どもを誰一人取り残さないまちを市内外に印象づける機会とすべきと考えますが、あらためて、児童手当が所得制限で給付されない世帯への市独自の施策、事業を講じることに對する市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

児童手当は、あらゆる児童の扶養を社会的に支援するという意味で高所得者層への特例給付も含め、本市の子育て世帯へのその役割は大きいと認識しております。しかしながら、単に国制度を補完する事業を市独自の財源で行うことには、子育て施策全般の中で検討が必要であると考えております。現在、国において児童手当制度の改正に向けた検討が進められておりますので、今後、国の動向も注視しながら対応を検討してまいります。

#### (質問)

「児童手当は、あらゆる児童の扶養を社会的に支援するという意味で高所得者層への特例給付も含め、本市の子育て世帯へのその役割は大きいと認識している」との答弁でした。本市として、子育て世帯への役割が大きいと認識されている児童手当を、実際に給付されていない子育て世帯が本市にも少なからずおられることを認識しながら、黙認する市の姿勢は、本市の理念であり、市長が常日頃仰っておられる「子どもたちを誰一人取り残さないまち」とは全くかけ離れたものだと思います。本来は、国がしっかりとその役割を果たすべきと思いますが、所得制限によって、児童手当本来の役割が機能していない世帯や子どもたちに、市独自で給付し、児童手当の役割が果たされるようにするべきではないかと思えます。

あえて、参考までにいくつか伺います。児童手当については、所得制限だけでなく、所得制限が世帯合算ではない点や、年少扶養親族への扶養控除廃止なども課題として挙げられています。共働きが主流となってきた今日において、児童手当の所得制限が世帯合算ではないことについて、市の課題認識や見解をお聞かせ下さい。また、控除から給付への主張のもと、子ども手当の創設と共に、0～15歳の年少扶養親族への扶養控除が廃止されたにも拘らず、その後、児童手当に所得制限が設けられることによって、給付を受けられない子育て世帯にとっては、控除も給付も受けられず、ただ負担だけが増やされた状況にあります。このことに対する市の課題認識や見解をお聞かせ下さい。また、そもそも児童手当の所得制限撤廃は、今述べたような課題を解消するためのもので、高所得世帯よりも低所得世帯への施策を優先すべきとお考えなのであれば、児童手当の課題と低所得世帯への支援は切り分けて考えるべきと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

児童手当制度の所得制限でございますが、令和3年度に実施した国制度の



「子育て世帯への臨時特別給付金」の際に、児童手当の所得制限を準用した支給要件について、世帯内で収入を合算する方式にすべきとのご意見が市民から寄せられました。児童手当制度につきましては、国が検討中であり、その動向を注視してまいります。平成22年度の子ども手当の創設とあいまって、年少扶養控除が平成23年所得分から廃止されましたが、本市におきましては、平成25年度に乳幼児医療費助成制度における所得制限撤廃や平成26年度の小学校卒業までの対象拡大等の独自制度を実施してきたところでございます。児童手当の課題と低所得世帯への支援は切り分けるべきとご質問でございますが、単に国制度を補完する事業を市独自の財源で行うことには、子育て施策全般の中で検討が必要であると考えております。子育て世帯への支援制度設計にあたりましては、市議会での議論をはじめ、制度や事業それぞれの目的、趣旨等をふまえ、検討及び対応してまいります。

## 【子育て支援の充実】

### （質問）

本市において様々な子育て支援を行っているが、若い世帯に住んでいただくためには、教育の向上と、より充実した支援を行い、合わせて子育てにお金がかからない政策を実現させなければならないと考えます。現状では明石市の子育て支援策が報道されたりしていますが、市長は将来、豊中市の子育て支援をどの程度まで引き上げるべきと考えますか。例えば、給食費の無償化や塾代の助成、多子奨励制度など色々な支援があると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

### <答弁>

私は、財源に限りがある中で、子どもや子育て家庭の多様なニーズに応えていくためには、経済的負担の軽減を図る施策については、より必要性の高い子ども・家庭に対して、優先的・重点的に行うべきであると考えております。こどもまんなかの視点で、子ども・子育て家庭に寄り添った支援やサービスを提供し、安心して子育てできる環境を整えることが市民に身近な基礎自治体の使命であります。その体制の構築に予算・人員を重点的にあて、スピーディーに実行するとともに、引き続き、財源創出の工夫を行いながら、子育て支援施策を充実してまいります。

### （意見・要望）

今後の市長の子育て支援施策を注視させていただきます。

## 【庄内さくら学園の教育方針】

### （質問）

庄内さくら学園がいよいよ4月に開校します。今まで小中一貫校の特徴を生かしさまざまな課題を克服するため努力されたと思います。しかし初めての試みであり実績がありません。予定通りに事が進むとも考えにくい。だからこそ、どんなことがあっても当初に掲げた結果を残すために、教育委員会は最善の努力をしていただきたいと思いますが、開校を目前とする今の想い、意気込みを教育長にお答えいただきたい。また、具体的な取り組みについても、やり遂げる決意などをお答えいただきたい。

### ＜答弁＞

本市初の義務教育学校・庄内さくら学園がいよいよ4月に開校いたします。小中一貫教育は、これからの予測困難な時代に必要な生きる力を義務教育9年間の系統性ある学びで育むものであり、令和5年は4月本市の学校教育にとって大きな節目となるものです。特に、庄内地域は、人口減少や少子高齢化に伴い、学校の小規模校化、子どもの人間関係の固定化といった課題を抱えるとともに、家庭事情を背景とした生活・学習面の課題に直面している子どもたちが多いという実情がございます。庄内さくら学園は、こうした課題を克服し、特色ある教育活動により確かな学力やコミュニケーション力をはじめとした生きる力を育みます。また、同じ敷地内に隣接する庄内コラボセンターの機能を活かした福祉連携により、子どもたちの生活基盤である家庭を支援し、安心して過ごせる環境をつくります。開校準備にあたっては、保護者や地域の方々にさまざまな形でご協力を賜り、学校や子どもたちに対する熱い思いを実感いたしました。庄内さくら学園は、こうした地域の力を最大限活かしたコミュニティスクールを学校運営の柱とし、多様な大人との出会いにより、子どもたちの学びの幅を広げ、豊かな人間性を育てていきたいと考えています。義務教育学校の開校を機に、本市のすべての子どもたちが夢と希望を持ち、自らの未来を力強く切り拓いていけるよう、小中一貫教育をはじめとした学校教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

庄内さくら学園における特色ある取組みにつきましては、施設一体型の学校施設で実施する小中一貫教育の強みを活かし、子どもたちの9年間の育ちや学びを丁寧につなぎ、9年間を見通した系統的で一貫性のある学習指導・生徒指導とともに、子ども一人ひとりの課題に応じた取組みを行います。また、子どもたちの発達段階にあわせて、学年段階を432段階に区切り、指導区分ごとに「つけたい力」や具体的な目標設定をし、きめ細やかな指導を行います。例えば、算数・数学では、第1ステージでつまずきやすい学習内容と、第2・3ステージの学習内容との関連等をふまえた系統的な指導を行います。また、第2ステージからの少人数指導を原則としながら、可能な限り低学年から実施してまいります。また、子どもたちに未来を切り拓く力を育むために、地域・関係機関と連携した独自カリキュラム・庄内市民科 SDG（庄内・だいすき・元気）プログラムを設定し、対話力・表現力などを高めます。庄内市民科 SDG は3つのテーマから構成しており、一つ目は、演劇ワークショップや大阪音楽大学と連携したミュージカル・音楽体験ワークショップなどを通じて、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、お互いの考えや 思いを伝え、理解し合うコミュニケーション力を育みます。二つ目は、学校の内外を問わず、地域社会の多様な人との出会いやつな

がりから、さまざまなものの見方や考え方、価値観に触れる経験を通じ、目標に向かってあきらめずに辛抱強く頑張ろうとする姿勢・態度、学びに向かう力などを育みます。三つ目は、保育実習や職場体験、共生社会づくり学習などを通じて、自分の将来を見つめ、働き、次世代を育てコミュニティをつくる力を育みます。四つ目は、地域・保護者の方々に、絵本の読み聞かせや朝ごはんの会、登下校の見守り、放課後・夏休みの学習支援などさまざまな場面で子どもたちに関わっていただける仕組みとして、「子どもたちの応援団」として参画していただくコミュニティスクールを組織し、地域とともにある学校の取組みを進めます。最後に、これまで庄内地域は、冒頭で申しました課題を何十年にもわたりかかえてきました。庄内さくら学園の開校にあたり、9年間の学園生活のなかで、子どもたちにつけるべき力を単に教科の学力にとどめることなく、これからの予測困難な時代に際して、いかにして子どもたちに「豊かな社会を創る力」をつけるか、子どもたち一人ひとりのさまざまな背景に寄り添いながら、ともに課題を乗り越え、誰一人取り残さない学校づくりをめざすとともに、庄内さくら学園の開校後も教育委員会は引き続き全力でサポートしてまいります。

#### (意見・要望)

ぜひ、情熱を持って取り組んで頂くことを期待しておきます。

### 【不登校支援】

#### (質問)

不登校支援について伺います。まずは、ここ数年の小学校、中学校の不登校児童・生徒の数の推移を教えてください。また、全く学校に行けない訳ではない場合や、不登校にはカウントされないものの、学校には行けるが教室にはなかなか入れない、もしくは、学校には行けるが、遅刻や早退等で、始業から終業まではなかなか居れない、または毎日学校にいけない児童や生徒も少なからずおられると思いますが、その実態について、把握されている範囲で教えてください。その上で、不登校の児童や生徒及び不登校にはカウントされないが、なかなか教室に入れなかったり、長くは教室に居れない児童や生徒に対する支援策、とりわけ、学びの保障については、どのように考えておられ、どのような取組みをされているのか教えてください。また、本市の不登校に対する認識、考え方をあらためて教えてください。具体的には、不登校はなるべく解消すべきで、できる限り、学校に来れるようにすべきとお考えなのか、もしくは、不登校は必ずしも問題ではなく、児童、生徒が望むのであれば、学校に来なくても、児童、生徒のニーズに合わせた対応や学びの保障を徹底することこそが重要とお考えなのか、お答えください。

#### <答弁>

豊中市立小中学校における不登校児童生徒の推移については、平成28年度から平成30年度の間は減少傾向にありましたが、令和元年度より増加傾向に転じ、令和

3年度は、平成30年度の約2倍となっています。次に、安定して教室に入れない児童生徒については、学校の校内教育支援センター、いわゆる別室の利用を促し、登校支援や教室復帰へ向けた支援を行っているところです。児童生徒が不登校状態となる背景には、個人の特性や人間関係、家庭の事情など様々な要因がありますが、各学校においては、個別の課題を用意し、家庭訪問をするなどして、学びが途切れることのないよう細やかな対応を行っているところであり、次年度は、別室登校を支援する職員を学校へ派遣する予定としています。また、教育委員会としては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、児童生徒を取り巻く環境が複雑化する中で、不登校状態となっている児童生徒が学校へ行くことのみを目的とするのではなく、様々な機関等とつながり、多様な学習や活動をしていることが大切であり、その選択肢としてフリースクールも含まれると考えています。また現在、教育委員会では、学校への登校が困難であり、教育機会の確保が難しい児童生徒については、青少年交流文化館いぶきにおいて、一人一人の状況に応じた創造活動を展開しているところです。

#### (質問)

小中学生には1人1台タブレットが貸与されるようになりましたが、不登校や不登校気味の児童や生徒への学びの保障に関して、どの程度、タブレットを活用して授業や学習機会を提供されているのか、教えて下さい。

一方、不登校や不登校気味のお子さまの保護者から、しばしばフリースクール等の相談や要望、質問を受けることがあります。あらためて、本市として、不登校の子どもたちやその家庭にとって、フリースクールの存在意義や必要性をどのように考えておられるのか、教えて下さい。また、フリースクールを求めておられる子どもたちや保護者のニーズをどの程度、把握されているのか教えて下さい。その上で、本市の不登校の子どもたちや保護者の方々が望まれているフリースクールは、本市には充足しているとお考えなのか、見解をお聞かせ下さい。最後に、以前からも提案、要望していますが、池田市にあるような公的なフリースクールを設置することについて、本市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

不登校児童生徒への対応において、その状況や置かれている環境に応じて、学校とのつながりに配慮しながら、タブレット端末の活用を進めています。例えば、別室登校や家庭学習等で授業内容をオンライン配信したり、通信機能で家庭に課題を配信したり、従来の家庭訪問と合わせて家庭にいる児童生徒とタブレット端末でやり取りをするなど、個々の状況を十分に踏まえたうえで、対応しているところです。

次に、フリースクールについては、教育機会の確保の観点からも重要な役割を果たすものと考えております。現在、豊中市から通うことのできるフリースクールは、市外を含め、規模もカリキュラムも異なりますが、各々オリジナリティを持った運営をなされており、学校を通じて、児童生徒や保護者からも、フリースクールへ通いたい旨の要望を伺っています。教育委員会としましては、フリースクールを学校以外での学びの保障の場の一つと捉え、青少年交流文化館いぶきでの創造活動と連携を取りながら不登校支援対策の機能強化を図ってまいります。

## (意見・要望)

不登校児童生徒数は、令和3年度は平成30年度の約2倍となっているとのことでした。不登校児童生徒数と同様に、安定して教室に入れない、いわゆる別室登校の児童生徒数も急増していることが想定されます。不登校児童生徒も、別室登校の児童生徒も、ほとんどの場合で、個別対応が必要で、現場の先生方だけでは十分な対応や支援を行うことは物理的に困難だと思います。そこで、次年度は、別室登校を支援する職員を学校へ派遣する予定とのことですが、職員派遣でどれくらいの対応ができ、どのような効果や課題が生じるのか、しっかりと検証して頂き、効果や必要に応じて、派遣する職員の数、派遣先の学校数の拡充を要望しておきます。

また、不登校児童生徒への対応において、個別の状況を踏まえながら、タブレット端末の活用を進めているとのことでした。対応する子どもたちと学校とのつながりへの配慮や将来、どのように育て欲しいかという視点は重要と思いますが、各学校での不登校児童生徒への対応としてのタブレット端末の活用にあまり大きな隔たりや差が生じないよう努めて頂きたいと要望しておきます。

さらに、「教育委員会としては、不登校状態となっている児童生徒が学校へ行くことのみを目的とするのではなく、様々な機関等とつながり、多様な学習や活動をしていることが大切であり、その選択肢としてフリースクールも含まれると考えている」。また、「フリースクールについては、教育機会の確保の観点からも重要な役割を果たすものと考えている」との答弁がありました。残念ながら公的なフリースクールを設置することに関する答弁はありませんでしたが、ぜひ、フリースクールに通いたいと希望する本市の全ての子どもたちが、学びの保障の場として、安心して、前向きに通学できるように、各学校とも連携を密にしながら、最大限の支援をして頂くことを要望しておきます。

## 【学習困難な子に対する支援】

### (質問)

学習困難な子に対する支援について伺います。昨年12月に文部科学省が公表した調査結果によると、通常学級の小中学生の8.8% (小学生10.4%、中学生5.6%) に発達障害の可能性があるとされ、更に、このうち4割の子どもたちが授業中の個別の配慮を受けていなかったとのことでした。そこで伺いますが、本市においては、通常学級の小中学生で発達障害の可能性があると推定されるすべての小中学生が、必要とされる個別的配慮や支援を受けられているのか、実態を教えてください。さらに、個別的配慮や支援として、具体的にどのような対応を取られているのか、教えてください。

### <答弁>

本市は、昭和53年に豊中市障害児教育基本方針を策定し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導のもと、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが「ともに学び・ともに育つ」教育に取り組んでいます。発達障害に限らず、授業内容によって何らかの支援を要する場合には、一人ひとりの状況に応じて必要な配慮や工夫を行う合理的配慮等をもって、学習環境を整えることとなります。具体的な対応については、

一人一人の発達特性によって異なりますが、個々の児童生徒の状態等を把握し、場合によっては補助教材等も活用しながら、きめ細かな指導支援の充実を図っています。

### （質問）

個別的配慮や支援を必要とする児童、生徒の数や割合が増え、将来の自立に向けた最適な支援を受けさせたいという保護者の多様化するニーズが高まる中で、誰もが学びやすい環境の整備に向け、教職員の指導力向上や、知識や意識の醸成が重要かつ不可欠かと思いますが、教育委員会の認識と見解をお聞かせ頂くとともに、具体的な対策を講じておられるのであれば、あわせて、教えて下さい。一方で、教職員の方々は現時点でも多忙であり、限られた人員で多様なニーズに対応しきることは困難な面もあると思います。そこで、文部科学省は、タブレット端末をはじめ、デジタル端末や技術の積極的活用を図り、読み書きが苦手であったり、集中することが苦手な子どもの理解や学びを助けることを推奨されていますが、このことに対する教育委員会の見解を教えてください。

### <答弁>

教職員が学校や家庭等での児童生徒の状態を適切に把握し、特性を踏まえて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を充実させることが重要です。そのためにも、教職員個々の指導力の向上が求められるとともに、必要に応じて、校内ケース会議などで情報共有を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携したり、教育委員会による巡回相談を活用したりするなど、学校全体で組織的、計画的に児童生徒の学習環境を整えていくことが大切と考えています。

ICTの効果的な活用は、合理的配慮等を進めるうえで、有効な手段の一つと考えています。一人一台タブレット端末については、学校からの要望にもとづき、個別支援の必要な児童生徒に応じたアプリケーションを当該の児童生徒の端末にインストールできるようにしています。例えば、読み書きが苦手な児童生徒へは文章読み上げサービスが付与されたもの、集中することが苦手な児童生徒へはゲーム性を取り入れたものなど、必要に応じて学習支援用アプリを随時導入する対応をしているところです。

### （意見・要望）

豊中市障害児教育基本方針が策定されてから約45年が経過しました。発達障害や愛着障害などのように、基本方針の策定当時には名称すらほとんど聞かれなかった障害の存在が明らかになったり、分類化されるとともに、同じ障害種別、分類であっても、児童生徒一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな配慮や工夫が必要となるケースが増え、さらに、将来の自立に向けた最適な支援を受けさせたいという保護者の多様化するニーズも高まり、教職員の方々には非常に高度な判断力、指導力、対応力などが求められています。とはいえ、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習環境の充実を、先生方の努力だけに委ねるには無理があり、やはり、スクールカウンセラー

やスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど様々な立場の人の手を充実、結集させていくことが不可欠ではないかと思っておりますので、ぜひ、人的支援や組織力の向上に一層、尽力頂きたいと強く要望しておきます。また、人的資源だけでなく、ICTなど物的資源も貴重な手段の一つだと思っておりますので、児童生徒の個々の特性、状態に応じた活用も最大限、図って頂きたいと要望しておきます。

## 【教科書選定】

### （質問）

昨年末、教科書会社による選定委員の接待問題が浮上しました。大阪府内の自治体を含む2つの自治体での出来事でしたが、豊中市においても同社から選定を行なっていますが、この事件について市の見解を求めます。また、問題発覚後に教育委員会として内部調査はされたのでしょうか、教えてください。

### ＜答弁＞

ご指摘の他自治体における教科書採択に係る事案については、公表されている調査委員会の調査報告書にも記載のとおり、採択関係者のコンプライアンス意識の欠如があったことが明らかと捉えています。今回の事案を受けての調査は実施しておりませんが、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせる事態が生じることの無いよう、防止するための取組みを徹底していくことの重要性をあらためて認識しているところです。

### （質問）

まったく緊張感がないとしか思えません。選定委員にあらためてヒアリングするくらいのはできると思いますが、なぜなさらないのでしょうか、お聞かせください。先日、新たに京都市においても同社による選定委員の接待が発覚したとの報道がありました。調べたところ、大阪府内で同社の教科書を選定している自治体の中では、豊中市は最も規模が大きく、ひょっとしたらと懸念していた矢先の報道でした。内部調査をし、結果を公表することは、次年度に教科書選定していくことを前にして必要ではないでしょうか。

### ＜答弁＞

本市におきましては、教科用図書選定委員会の委員や調査員は、教科用図書の選定についての調査審議を行い、教育委員会に意見を答申する役割を担う採択関係者であることから、その委嘱や任命にあたっては慎重を期しており、候補者が教科書発行者との利害関係を有さない旨の確認を適切に行うとともに、利害関係を有する者ではないという誓約書への署名を得ています。また、採択期間中は、委員名等は非公開にしています。選定委員会の調査審議中は、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されないよう、静ひつな環境を確保し、選定委員会

の会議は非公開としています。その一方で、教科用図書の決定後は、会議録等の調査審議に関する情報を積極的に公表し、透明性を確保しております。また、校長を通じて全教職員に対して、不適切な行為に関与し、または荷担した場合には懲戒処分も含めた処分の対象となることなど綱紀保持に関わる事項について、繰り返し周知徹底を図っています。以上の通り、従来から、教科用図書の採択にあたっては、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保ち、不適切な行為を未然に防ぐ対策を徹底しており、今回の他自治体での事案の内容等も踏まえ、調査等は予定していませんが、引き続き、関係法令の規定に則り公正確保の徹底に万全を期してまいります。

#### （意見・要望）

豊中市でも同じ問題が発覚してもおかしくないという状況であり、頑なに内部調査を固辞されることに疑念は深まるばかりです。これに蓋をすることは不信を招くだけです。しっかりとした調査を求めておきます。

### 【大規模校】

#### （質問）

本市において1000人を超える大規模校はいくつありますか。近隣自治体における1000人を超える大規模校の有無について、ある場合はその数を教えてください。また、大規模校に対する対応策として、増築、校区変更以外の取り組みがあれば教えてください。

#### <答弁>

本市の児童生徒数1000人を超える規模の学校は、令和4年(2022年)5月1日現在の在籍数で、小学校2校、中学校2校の計4校です。近隣の自治体については、公表されている情報によると、寝屋川市、箕面市、兵庫県西宮市にそれぞれ1校、吹田市に4校などがございます。本市におきましては、12学級から24学級程度の学校規模が望ましいものと考えており、小学校であれば1学年あたり2学級から4学級程度でございます。しかし、25学級を超える規模の小・中学校において、将来にわたり恒久的な教室不足が懸念される場合には、近隣自治体におきましても、増築や校区変更などの対策を講じることとなりますが、なお教室不足が明らかに生じる場合に限って、分校設置を行っている事例等もございます。

#### （質問）

庄内さくらは小中一貫校であるものの、1000人を超える大規模校となります。その課題や将来的な懸念について、お聞かせください。

#### <答弁>



庄内さくら学園につきましては、児童生徒数が1000人規模となりますが、学年単位で見ますと前期課程及び後期課程のいずれの学年とも3学級から4学級であり、標準的な学校規模と考えております。一方で、幅広い年齢の児童生徒が過ごすこととなりますので、教室の学年配置や大小各アリーナの配置や校舎内の導線等の工夫や、遊具を備えた遊び場を確保するなど、特に低学年児童の安全面に配慮しているところです。また、庄内さくら学園では、将来的な児童生徒数の増加を見据え、各学年において5学級分の普通教室を整備するとともに、支援教室、通級指導教室、少人数指導教室などの諸室も十分整備し、将来にわたり対応可能な学校規模を確保しているものと考えております。

#### (意見・要望)

大規模校の課題に対する取り組みが進んでいないと認識しています。分校することは難しいですが、大阪市内ではそうした学校もあるようです。庄内さくら学園においても、そうなれば嬉しい悲鳴ですが、そうした事態になることは想定していないのではないのでしょうか。しっかりと想定していただくことを要望し、既存の大規模校については手厚い支援をお願いしておきます。

### 【小中一貫教育】

#### (質問)

小中一貫教育についてお尋ねします。施政方針において、子どもたちの笑顔あふれる未来のためにということで小中一貫教育の推進を掲げておられます。南部における小中一貫教育は既存小中学校の再編・新設という形で進んでおり、まもなくその一校目となる庄内さくら学園が開校する段取りとなっており、二校目となる(仮称)南校についても計画が進んでいる状況です。では市全域で考えた場合どうなのか。その全貌については未だ市民の理解が進んでいるとは言い難い状況と思います。多くの子育て中の市民に関わることでありますので、具体的にどのようなことを検討しているのか教えてください。また、どの程度の時間軸で考えているのかも併せてお聞かせください。

#### <答弁>

全市的な小中一貫教育に向けては、平成26年に策定致しました「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」において、通学区域に課題があるとされている南部地区、千里地区、蛍池・刀根山地区のうち、まずは南部地域から取り組みを進めているところでございます。

また、通学区域の課題へ対応するためだけでなく、昨今の教育課題へ対応するとともに「第2期豊中市教育振興計画」に沿った取り組みとしていくため、小学校と中学校の接続を円滑にし、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を充実させていくため、全市的な学校に関する指標として豊中市学校教育審議会において議論を頂き「小中一貫教育に関する基本的な考え方」について、昨年12月に豊中市学校教育

審議会から答申を頂いたところでございます。

今後につきましては、まずは通学区に課題があるとされている地域から取り組みを進めながら、その他の校区におきましても、順次取り組み広めていくものと考えております。なお、時間軸につきましては、校区によっては学校施設の改築や通学区域の変更等の検討を要する場合もあることから、地域と対話を重ねながら丁寧に進める必要があるものと考えており、全市的にはかなりの期間に及ぶことを想定しております。

#### (意見・要望)

基本路線としては平成26年策定の基本方針に沿って取り組みが進められていくということと理解をしておきたいと思っております。小中一貫教育に伴う取り組みの中でも、市民の関心は校区変更に伴う取り組みに集中しています。これまでの経緯からも簡単に解決する課題ではないことを認識いたします。丁寧な対応を要望しておきます。

### 【中学校給食のアンケート】

#### (質問)

昨年の2学期から始まった中学校給食についてお尋ねします。我が会派の議員にも中学生の子どもを持つ議員がおり、子どもや保護者から聞こえてくる評価としてもあまり良いものではないと聞きます。保護者向けの試食会が PTA 主催で行われそれに参加したりしましたが、その日の給食は子どもの評価も良かったのですが、その時限りの評価だったのかもしれないと聞いています。学校給食課は『薄味だから・・・』というようなことを過去の議会答弁でおっしゃいますが、小学校給食ではここまでの不満は聞いたことがなく、中学校給食には何らかの課題があると感じざるを得ません。先だって、生徒及び保護者向けに中学校給食に関するアンケートが実施されました。まずはアンケートの目的とそこからわかったことについて詳細にお聞かせください。

#### <答弁>

ご質問のアンケートは、全員給食開始から約5か月が経過したことから、生徒・保護者・教職員の感想やご意見を把握し、今後の給食運営に活かしていくことを目的に実施したものです。このアンケートは、生徒向け2月10日及び保護者向けは、2月5日を締め切りとしており、現在集計中ですが、「味付けが好みではないから」「苦手なものが入っているから」「パンを出してほしい」といった意見が見受けられます。なお、中学校で実施した PTA 向け試食会のアンケートでは、「おいしかった」というご意見がある一方で、「味付けが大人向けではないか」、「子どもには物足りないのではないか」等のご意見がございました。今後は各アンケートの結果を踏まえ、中学生が好む献立の作成や塩分量の調整を行うなど必要な栄養を確保しながら、中学生が食べやすい給食が提供できるよう取り組んでまいります。

**(質問)**

まだ集計中とのことですが、普段喫食している生徒や、試食会に参加した保護者からは『隣のおかずと味が混ざっている』『うちの子の食べる量に合っていないのではないか』といった声が複数聞かれました。これらは主にランチボックス方式での提供が原因と思われる。先のアンケートでも、ランチボックス方式か小学校のような食缶方式が良いかを問う質問項目がありました。アンケート結果を踏まえる必要はありますが、これらの意見に対して改善のため今後、提供方式の変更はありうるのか見解をお聞かせください。

**<答弁>**

これまでも、ランチボックス内でゼリー等は味が混ざると食べにくいとの意見があり、カップゼリーの提供に変更するなどの改善や給食配送中にランチボックスが傾かないように調理事業者を指導してきております。ご質問の給食提供方式については、アンケートの集計結果も踏まえ、より効果的な効率的な提供方式を研究してまいります。

**(意見・要望)**

今後も柔軟に改善のための取り組みを実施していただくよう要望しておきます。

**【原田学校給食センター跡地活用】**

**(質問)**

12月の政策会議において、旧原田学校給食センター跡地の活用について検討されていることがわかりました。現時点での活用の方向性をお聞かせください。

**<答弁>**

当該地に事業者を誘致し、中学校給食に関して現行の市外事業者への委託から市内での拠点を確保し、質と安全性等を向上させるために活用します。土地利活用は、土地の信託により市は信託受益権を市、事業者及び事業者関係企業内で構成される特定目的会社へ売却する不動産証券化手法によって、財源を創出するとともに、出資することにより一定のコントロールを図りながら長期的に取り組めます。

**(質問)**

概略は理解できました。今回、用地を土地信託して証券化した後に市も参画する特定目的会社に売却するという手法を取られるというご説明ですが、デメリットはないのかお聞かせください。

**<答弁>**

不動産証券化の一般的なデメリットは、採用には一定規模以上の開発規模が必要な点、信託を行うために信託手数料や特定目的会社の設立などの制度のための費用が発生する点、関係者間で制度上の様々な事項の調整が必要である点、そして一般投資家への配当確保などが求められる点です。

今回の給食事業者誘致につきましては、まず案件として要件を満たしている規模であると考えております。また、一般投資家を募ることは想定せず、確実に管理運営していくために、制度運営を市と事業者そして事業者の関係関連企業で行うことを要件とすることにより、調整や配当確保などのデメリットの低減を図ってまいります。

#### (意見・要望)

これについては引き続き委員会で細かい点についてもお尋ねしたいと思います。

### 【中学校部活動】

#### (質問)

中学校における部活動についてお尋ねします。全国的な課題として、教員の多忙化、少子化により部活動の実施に困難さが指摘され、国においてもこれらに対処するための方策が発表されましたが、昨年末に発表された『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』においては従来の目標年限が緩和されました。これも踏まえてどのように受け止めているか見解をお聞かせください。

#### <答弁>

休日の部活動の地域移行について、当初の「ガイドライン(案)」では令和5年度から7年度までを「改革集中期間」と位置付けておりましたが、12月に公表されたガイドラインでは、休日の部活動の地域移行の達成時期を国としては一律に定めず、令和5年度から7年度を「改革推進期間」とし、地域の実情等に合わせて可能な限り早期の実現を目指すことが示されました。本市におきましても、部活動の地域移行は、少子化の中で、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことが出来る環境を整えていくための有効な手法の一つであると認識しており、引き続き文化芸術・スポーツ関連部局と連携・協力しながら、国が示す改革推進期間において、合意形成が図られた種目から順次、地域移行を進めてまいりたいと考えております。

#### (質問)

昨年末のガイドラインの改定を受けて新年度の取り組みはどのようなものであるかお聞かせください。

#### <答弁>

令和5年度の取組みとしましては、部活動の地域移行の推進を目的に、文化芸術・

スポーツ関連部局や学校関係者等からなる検討会の設置を予定しているところです。本検討会においては、地域移行の将来像をはじめ、地域団体の持続可能な受け入れ体制の確保や新たな参画団体の発掘など、多角的に検討してまいります。また、段階的な移行を進めるにあたって、複数校による合同部活動を念頭に置きながら、協力団体と競技種目のマッチングや条件整備に向けて取り組んでまいりたいと考えているところです。

#### (意見・要望)

国のガイドラインでは目標年限の緩和がなされましたが、子どもたちのためには早期の実現が望まれるところでもあります。できるだけ早い実現を要望いたします。

### 【フィルターバブル】

#### (質問)

フィルターバブルとはどのようなものか、教えてください。過去にはフィルターバブルの問題をふまえた選書や取り組みについて答弁をいただいておりますが、具体的にお願致します。

#### <答弁>

令和元年度に総務省から出された「情報通信白書」によると、「フィルターバブルとは、アルゴリズムといわれる計算手順がネット利用者個人の検索やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報は隔離され、自身の考え方や価値観の『バブル(泡)』の中に孤立するという情報環境を指すもの。」と記されています。また、その問題点として、情報や体験が共有化されず孤立すること、表示された根拠が示されないこと、ユーザー自身の選択ではないことなどが挙げられています。検索エンジンなどで知らない間に趣向や信条がパーソナライズ化されることで、好みにあった情報が効率的に得られる一方で、自分と異なる価値観や考え方に触れる機会や新たに知見を広げる機会が失われる可能性もあります

#### (質問)

アメリカ大統領選挙を巡って、一部の支持者が議会を占拠する事件が起きました。今年に入り、ブラジルでも起きました。フィルターバブルが原因だと言われておりますが、中央図書館構想を巡ってハード面に注目が行きがちですが、ソフト面においてフィルターバブルの問題に図書館としてどのような取り組みができるか、教えてください。また、市長部局としてのこの問題に対する認識、取り組みについて見解を聞かせてください。

#### <答弁>

図書館では、フィルターバブルの対策として、多様な情報提供につながる選書や蔵書構築などに取り組んでおります。例えば、児童生徒向けの百科事典や図鑑などを複数収集・貸出し、学校図書館で多様な資料を活用した利用教育支援を進めています。また、図書館ホームページで信頼のおけるコンテンツのリンク集を掲載しているほか、調べたい時に役立つ資料や検索のためのキーワード、有用なサイトを紹介する「検索ナビ」を紙媒体でも配布しております。図書館としましては、引き続き、メディアリテラシーの向上に資する環境整備が必要であると考えており、多様な資料・情報から必要なものを選択できるよう、幅広い視点での資料展示を積極的に展開してまいります。また、デジタルディバイドの解消とともにインターネットにおいて信頼のおける情報の検索方法をお知らせする取組みもあわせて進めてまいります。広報が行う行政の情報発信については、正確かつ公正中立で幅広い分野の情報発信に引き続き努めてまいります。

### （意見・要望）

フィルターバブルの問題はこれから顕在化する、深刻な問題です。私たちはスマホをつかって主体的に情報を得ているような錯覚がありますが、AIによって操作され、思想信条、趣味趣向にあわせた情報環境に孤立させられています。学校教育や図書館をはじめとする社会教育における啓発はもちろん、市全体として取り組んでいただきたいと思っております。

## 【公立図書館のコスト】

### （質問）

中央図書館構想が発表され、以来、『図書館が無くなる』というかたちで噂が広がり、一部の市民が図書館前で署名集めをされるなど波紋が広がっています。署名をした人の中にも様々な意見があり、市からの丁寧で正確な情報発信と冷静な議論が必要と思われます。図書館は民主主義の基本となる情報や知識を扱う拠点でもあり極めて重要です。であるからこそ、どれだけの蔵書や資料の集積ができているか、様々な人にとってアクセスしやすいかといった視点が求められます。今般、豊中市立図書館みらいプラン（素案）が発表され、パブリックコメントが実施されました。これに関わって数点お伺いしたいと思います。かつての行革プランの中で図書館運営コストを市民一人あたり2000円以下にすることを目標とし令和2年度に達成するとしてきたものの未だ実現できていない状況ですが、改めて目標としてはどうされるのかお聞かせください。

### <答弁>

図書館運営コストにつきましては、目標に掲げるサービス・コスト両面の目標設定とロードマップの明確化を、令和2年度に（仮称）中央図書館基本構想に定めたことで、事務事業の見直しとしては完了しております。今回改めて、令和3年度の図書館運営コストについて、見直しをスタートした平成25年度の物価水準等を加味して算出した

ところ、市民一人あたり2012円になっており、一定目標数値を達成したものと考えております。引き続き、運営の効率化には取り組んでまいります。

一方で、今後、図書館をまちづくりの一翼を担う拠点とし、時代の変化に応じた新たなサービスを付加するなど、図書館機能の更なる充実を図ってまいります。

#### （意見・要望）

物価水準を加味した数値というのは今回初めて聞いた計算方法でもあり、このことについては委員会においてもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

### 【公立図書館の開館時間や日数】

#### （質問）

この3年ほどはコロナの影響もあり傾向を読みにくいとは思いますが、コロナの影響を除いても利用者の減少傾向が続いていると思います。利用者の増加を図るには、第一に開館時間の延長と開館日数の増加が考えられますが、みらいプランの中でははっきりしません。どのようにお考えか見解をお聞かせください。

#### ＜答弁＞

今後、新たな図書館サービスとして、電子書籍の拡充やオンラインでの新規登録などの非来館型サービス、利便性の高い交通結節点でのサービスポイントの設置などを予定しております。この新たな取組みの利用状況を踏まえながら、（仮称）中央図書館の設置に向けて機能やサービスを検討する中で、効果的・効率的な運営体制も考慮し、ご質問の開館時間及び日数についても検討してまいります。

#### （意見・要望）

市民ニーズに応えられるよう柔軟にご検討いただくことを要望いたします。

### 【公立図書館の機械化】

#### （質問）

近年の社会的な人手不足、コスト削減とサービス向上を同時に図らなければならないことを考えると図書館サービスにおける機械化の導入度合いが重要になると思います。どの程度の機械化を検討されているか、お聞かせください。

#### ＜答弁＞

図書館では、資料のICタグ貼付による蔵書管理や貸出手続確認装置の出入口設置、セルフ貸出機や返却機の設置、予約資料の貸出し、利用者バーコードのスマホ

表示など、これまで機械化・ICT化に取り組んでまいりました。今後は、セルフ貸出機の全館導入や電子書籍の拡充を予定しています。また、令和6年度の図書館コンピューターシステム更新に合わせ、非来館で新規登録ができる方向で検討を進めております。機械化・ICT化できる部分は、可能な限り導入の方向で検討したいと考えております。

#### (質問)

近年、人手不足も相まって物販店舗においては無人店舗というものが増えてきました。カメラを設置し、遠隔で管理するという手法は小規模な館やサービススポットで有効ではないかと思えます。完全無人化とまではいかなくとも開館時間の一部を無人化し遠隔管理したり、少人数で運営する際の補完的役割という視点を組み合わせることは可能ではないかと思えますが見解をお聞かせください。

#### <答弁>

新たに設置する豊中図書サービスポイントにおきましては、予約資料や返却本の整理、緊急対応として警備員を配置しますが、貸出し・返却につきましては無人でのサービス実施を考えております。今後、この取組みを検証し、利用者のプライバシーに配慮した上でのカメラ設置による管理運営や、夜間など開館時間の一部無人化の実現可能性を研究してまいりたいと考えております。

#### (意見・要望)

図書館サービスというのはレファレンスなどを除くとその多くが反復・継続した業務であり、現在行われている行政のデジタル化にマッチしやすい分野ではないかと思えますので積極的に研究・検討いただきたいと思えます。あわせて、図書館司書の職域拡大についてもご検討いただきたいと思えます。豊中の図書館司書は市民からの評価も高く、いわば『情報のプロフェッショナル』とも言える存在です。市の各部局の政策立案においてエビデンスに基づく政策形成が求められる昨今、エビデンスの収集・分析できる人材がますます必要になるのではないのでしょうか。これからの行政の在り方を考えた時様々な部署で必要な人材であることを申し上げ、各部局での活躍を期待しておきます。

### 【公立図書館の分館とオンラインサービスによる補完性】

#### (質問)

みらいプランによると分館はフロア面積を約500㎡とし、汎用性の高い資料を置くことになっています。この面積で、全年齢対象の蔵書を配置することは可能なのでしょうか、見解をお聞かせください。



<答弁>

現在の蛍池や服部図書館の床面積は約700㎡であり、全年齢対象に約6万5000冊の蔵書を所蔵しております。新たな分館においては面積を500㎡としますが、ニーズに対応した特集展示の実施、市内全図書館の蔵書を活用し資料の循環を図ることで、多様な資料提供が可能となります。また、電子書籍の充実も併せて全年齢対象に資料の提供ができるものと考えております。

(質問)

限られた面積での蔵書となると、対象年齢についても限定する必要があるかもしれません。その場合、オンライン対応が難しい成人層向けや、現物の本に触れることの教育的効果やデジタル化しにくい書籍も多数あることを考慮して幼児向けを分館の蔵書の主体とし、タブレット端末を使用できる小学生・中学生向けの書籍等はデジタル図書館をさらに充実させることで主に対応するといったメリハリのきかせた蔵書を検討する必要性はないのか見解をお聞かせください。

<答弁>

分館につきましては、汎用性の高い資料の提供を中心と考えておりますが、利用者ニーズを把握しながら、その館に応じた蔵書構築を心掛けてまいりたいと考えております。デジタル図書館につきましては、令和5年度に児童書の拡充や雑誌の導入に加えて、図書館内におけるタブレットの貸出しによる閲覧も予定しております。より多くの市民の皆さまにデジタル図書館をご利用いただけるよう、電子書籍の充実と利用方法の周知を進めてまいります。今後も、紙とデジタルの両媒体の特性を活かしつつ、利用状況に応じた取組みを検討してまいります。

(意見・要望)

方向性を評価いたします。フロア面積がたとえ減少したとしてもサービス水準が下がらない取組みを期待しておきます。

## 【中央図書館の選定要件】

(質問)

今回、みらいプランにおいて3箇所選定されましたが、これから絞り込むに当たってどのような視点で選定されるのかお聞かせください。

<答弁>

(仮称)中央図書館を1か所に選定するにあたりましては、公共交通等のアクセシビリティ、民間施設との近接等による利便性、公園等の周辺・立地環境などを評価条件と考えています。

### (質問)

これまで図書館では地域との協働という視点を大事にしてこられたと思います。これら3箇所から選定する際に、地域との協働の視点はどのように評価され建設地選定に影響するのかお聞かせください。

### <答弁>

地域との協働という視点は大切であると考えていますが、中央館においては、本市の図書館の核となる施設となることから、アクセス性、利便性、立地環境をまずは優先すべきと考えています。地域との協働が、建設地選定に直接影響するものではありませんが、民間施設の近接等の利便性において評価できるものと考えております。

### (意見・要望)

市民向けのパブコメの説明などでも市民との協働を重視してきたことを説明されています。立地する場所によっては図書館がまちと孤立してしまっていて、せっかくのプランも台無しとなってしまいかねません。ぜひとも、まちとして図書館を受け入れる、今後まちと協働して新たな価値を想像できるかどうかという視点もあわせてご検討いただくことを要望しておきます。

## 【報奨金と選手紹介】

### (質問)

報奨金制度はどのようなものか、周知の取り組みとあわせて教えてください。また、該当者をどのように見つけているのでしょうか。自分自身が該当するかどうか、わかりやすくし、広く名乗り出てもらおうようにしたほうがよいのではないかと、市の見解をお聞かせください。

### <答弁>

国際大会や全国大会に出場される団体や選手に対する報奨金につきましては、コロナの影響がなかった平成30年度の実績で申し上げますと、6団体と92名の選手に対して支出いたしております。ご質問のとおり、現在、本制度の周知については、ホームページのみで、市長表敬訪問など折に触れてのご案内に留まっております。報奨金の対象となる団体や選手は、スポーツで優秀な成績を収めておられますことから、ご質問のように広く情報発信していくことにつきましては、意義のある取り組みであると考えております。今後、報奨金を申し込みされる際に、公表することに承諾いただいた団体や選手を一覧にして、ホームページや体育施設への掲載など公表していく方向で検討してまいりたいと考えております。また、公表に合わせて、本制度を周知しつつ、さらに、より効果的な周知方法を模索してまいりたいと考えております。

### (質問)

市長表敬されている場面はよく広報で拝見します。しかしながら、先方も多忙なスケジュールがあるため、市長表敬ができないケースもあると聞いています。市が把握した対象者については、市の誉として、市長表敬の有無にかかわらず、こちらからインタビューに出向くなどして、広報とよなかで PR してはいかがでしょうか。

### <答弁>

ご質問のご提案につきましては、市長表敬とは別の新たな取り組みとして、それぞれの競技分野で顕著な成績を収められた団体や選手などに職員が直接取材し、市ホームページなどで広くPRしてまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

例えば、今年の全国高校ラグビーは準決勝に残った4チームのうち、3チームに豊中市出身の選手が4名いました。もし事前に把握できていれば、広報1月号に告知もでき、高校ラグビー発祥の地として PR もできました。その後、一名は高校日本代表にも選出されています。野球、サッカーも同様に豊中市出身の選手が全国で活躍していますので、事前に把握できたら広報で告知し、市民全体で応援できるような雰囲気づくりをしていただきたいと要望しておきます。

## 【マチカネポイント】

### (質問)

次年度からは民間資金を導入されるなど、ますます発展していくマチカネポイントですが、ポイント付与を積極的に行い、市民の市政参加に繋げていくことが大切だと思います。例えば、

- ・救命力世界一を堅持するため、救命講習に参加いただく方にはポイントを付与して差し上げてはいかがでしょうか。
- ・認知症サポーター研修についても付与の対象としてはいかがでしょうか。
- ・アスマイルポイントとの交換も可能にしてはいかがでしょうか。
- ・捨てられている広報とよなかを見ると悲しくなりますが、広報とよなかのどこかにポイント付与の QR コードを印字すれば、広報を開いてくれるきっかけにもなるのではないのでしょうか。
- ・インターネットで書籍の予約をするだけでなく、来館ポイントを付与したり、小学生などを対象に借りた本の数でポイントがたまる夏休みのラジオ体操のような仕掛けで読書のきっかけをつくったりするのはいかがでしょうか。
- ・再生資源買取市における特典としてごみ袋を提供しているが、マチカネポイントに変更できないか。それぞれ答弁をお願いします。
- ・選挙公報について、しっかり投票前に吟味していただくためにも、紙面のどこかにポイント付与の QR コードを印字すれば、選挙への関心も高まるのではないのでしょうか。

- ・とよなかっコスマイルについても、マチカネポイントに変更する、またはマチカネポイントも選択肢に含むことは検討できないでしょうか。
- ・とよなか百景、千里八景のPRとして、スタンプラリーのような仕掛けてポイントを貯めるような取り組みはできないでしょうか。
- ・以前から要望しています、職員厚生会のセレクトプランについて、マチカネポイントによる付与はいつ頃実践していただけるのでしょうか。

最後に、こうした各部局の取り組みを自発性に任せるだけでなく、庁内で盛り上げていくためにどんな取り組みをされていますか。付与事業一覧をアプリ内でお知らせしているものの、ホームページリンクとなっており、見にくく、わかりにくいと思います。改善できないか答弁を求めます。

#### <答弁>

マチカネポイント付与事業については、どのケースでも拡充にあたっては、財源確保の課題がございますが、それを前提に、まずご質問の10点の事業についてお答えします。

- ・1点目の救命講習については、今月から受講者にポイントの付与を行います。
- ・2点目の認知症サポーター養成講座は、講座修了者が参加される実地研修でのポイント付与について、実施に向け福祉部と調整を進めます。
- ・3点目のアスマイルポイントとの交換については、両者のシステム連携が必要であり、改修の費用負担の課題があります。
- ・4点目の広報とよなかについては、ポイント付与があるイベント記事にはアイコンを掲載しています。広報をさらに読むきっかけとなるよう、掲載方法の工夫などについて都市経営部と調整を図ります。
- ・5点目の読書のきっかけとしては、例えば図書館での貸出冊数を条件とするなど、効果的な内容、対象等の検討も含め、教育委員会と調整を図ります。
- ・6点目の再生資源買取市への参加特典をごみ袋から変更することは、市民ニーズを勘案しつつ、環境部と調整を図ります。
- ・7点目の選挙公報閲覧の際のポイント付与については、誌面にQRコードを印字し動作確認する時間的猶予がないなどの課題はありますが、選挙啓発を進めていく様々な場面での実現可能性について、選挙管理委員会と研究してまいります。
- ・8点目のとよなかっコスマイルについては、カタログギフト方式を採用し、子育てに必要な物品の紹介や育児支援サービスの利用機会の提供等を目的としていることから、マチカネポイントの活用については課題があります。
- ・9点目のとよなか百景などのPRとして、スタンプラリーポイントを付与することについては、現在はアスマイルポイント事業でスタンプラリーを実施しておりますが、マチカネポイントの活用についても都市計画推進部と調整を図ります。
- ・最後に10点目のセレクトプランについては、次年度中の試行実施に向け、職員厚生会との調整を進めてまいります。

次に、マチカネポイント普及に向けた庁内での取組みについては、各部局への当事者意識の醸成と事業に関する情報収集を行い、適切な事業を選択し、担当部局と調整を図ります。付与事業一覧は、スマホ画面での見やすさを確保することが大切

であることから、その方策について研究してまいります。

#### (質問)

ポイントを貯める消費者行動、いわゆるポイ活に乗じた市政運営をしていくにあたり、より多くの人にアプリをダウンロードしていただく必要があります。そのための取り組みについて、現状の利用状況をふまえ、市の考え方をお聞かせください。

#### <答弁>

アプリのダウンロード数をさらに増やす取り組みについてですが、現在、市民の5分の1に相当する約8万人にアプリを登録していただいております。イベントなどのたびに登録者数は増え続けております。次年度も、アプリへのチャージ機能の搭載や民間資金の活用によりマチカネポイントの利便性を高め、より一層、登録者数の増加に取り組んでまいります。

#### (意見・要望)

豊中市の最もフォロワーが多い公式 LINE でさえ4万5千人ですから、8万を超えるマチカネポイントアプリの情報発信力は群を抜いています。市の取り組みに関心をもって得をする、ひいては豊中市民にならないと損をする、くらいのイメージが定着するように施策や事業をポイントに紐付けることが重要になってきます。このことを肝に命じて、取り組みを進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 【犯罪被害者の救済】

#### (質問)

犯罪被害者の支援について昨年7月に質問した際は人権政策課が答弁されましたが、今回は危機管理の所管になっていますが、政策形成過程について時系列で教えてください。私たちの提案が時宜を捉えたものであったことは明らかで、臨時政策会議で次年度予算としていることについては評価します。提案から半年で実現したところを見ると、7月段階で答弁できたことがあったはずと推察しますが、これについて市の見解についてお聞かせください。

#### <答弁>

昨年3月24日に、大阪府警察本部、豊中警察、豊中南警察から本市における犯罪被害者見舞金制度の構築についての要望があり、今年度に入って、他市の取り組み状況の確認など、情報収集を始めました。その後、8月26日に、第1回目の庁内関係課による打合せを行い、収集した情報を共有するとともに、課題について、検討を行っています。また、10月3日にも第2回目の庁内関係課の打合せを行い、見舞金の金額、制度開始時期などについて方向性の確認を行いました。その後、10月14日に

政策会議に諮る時期などについて、関係課と調整し、12月末の臨時政策会議に諮り、制度の創設について決定しました。なお、犯罪被害者の見舞金の支給については、対象者の確認のために警察と対象者の情報提供に係る協定の締結などが必要なことから、日頃から防犯対策事業で警察と連携している危機管理課で行うこととしております。7月の段階では、まだ庁内の関係課の打合せも行っておらず、具体的な取り組み内容について何も決まっていない中で、ご説明できる状況ではなかったものでございます。

#### (質問)

犯罪被害者の救済は経済的なものだけではなく、精神的なケアや、社会生活上の支援も必要となります。部局横断的な対応について、具体的にお示しください。

#### <答弁>

犯罪被害者支援については、大阪府犯罪被害者等支援条例に基づき、府の被害者支援調整会議が設置された場合、総合的対応窓口である人権政策課が参加し、被害者や遺族等の支援について情報共有と検討に当たっております。また、市では支援に際し、庁内関係部局をはじめ、外部機関の協力も要請し、連携を図りながら進めております。次年度からは、対応への質的向上のため、本市の相談支援ネットワーク会議を構築し、被害者支援への必要な知識やノウハウを習得するための研修を行うなどにより、支援の充実を図る予定です。

#### (意見・要望)

早期実現は大変評価していますが、急ごしらえであるので、不安もぬぐえませんが、実際の体制については委員会での議論とさせていただきます。

### 【防犯カメラの更新】

#### (質問)

市内に設置した防犯カメラの更新時期になりましたが、設置台数や設置箇所の検証はどのように行なったのか、運用した結果として設置台数の過不足、設置箇所の適否などを踏まえて、今後どのようなあり方を考えておられるのか、お聞かせください。

#### <答弁>

見守りカメラの効果検証については、現在、取り組んでいるところであり、具体的には、市内の犯罪種別ごとの刑法犯認知件数や検挙件数の推移、警察への見守りカメラ画像データ提供件数の推移、画像データの活用状況などに関する警察への聞き取り調査などを行うとともに、防犯協議会や市民を対象としたアンケート調査などを行っております。現時点では、検証作業の途中ですが、警察からは、犯罪捜査に役立つ

っていると聞いており、次年度、検証の結果を踏まえ、地域の防犯活動団体や警察等と検討・協議を行い、具体的な更新内容やスケジュールを決めることとしています。

#### (質問)

政府がデジタル田園都市構想を掲げ、補助金を用意している状況ですが、他市では行政が設置するカメラについて、防犯機能のみならず、人流や交通量の把握などにも映像を利活用している自治体があると聞いています。防犯カメラの更新に合わせ、その必要な箇所においては多機能化を検討されてはどうかと思いますが、市の見解をお聞かせください。

#### <答弁>

防犯カメラの画像データについては、データ分析を通じた施策の検討（EBPM）など、データ利活用の基礎データ（ビッグデータ）として活用できる可能性があるものと認識している。同様の基礎データとしては、このほかスマートホンの位置情報や、google や yahoo などの検索情報、さらには自動車自身が記録する走行・事故記録（イベントデータ）などもある。導入にあたっては、例えば都市計画や道路整備の検討など具体的な目的を明確にしたうえで、カメラ画像等も含めどのような基礎データの利用が最適であるかの検討が必要となる。また、実証実験を行った自治体においては、費用対効果や住民の理解 ※1 などに課題があり、現時点において導入は現実的ではないとの評価をされている。本市においては、こうした事例を踏まえ、社会実装できる段階ではないものの、最先端技術のひとつとしての可能性を念頭に置きつつ情報収集していきたい。

※1 現在豊中市においては、プライバシーへの不安の声もあり、ネットワークに接続しないスタンドアロンのカメラを設置しています。

※2 今年度に杉並区において、AI 技術とクラウド環境を活用し、カメラの画像データを集約し分析する実証実験がなされていますが、同様の取組みを実施するためには、防犯カメラに保存されたデータを集約・分析するためのネットワークやシステムなどの整備も必要となります。

#### (意見・要望)

行政が街頭に設置するカメラの役割を防犯に限るのではなく、プライバシーについては配慮されなければいけませんが、ビッグデータとして利活用していくことは有効であると考えます。部局横断的に更新時期に合わせた施策展開を期待しておきます。

### 【病院へのサイバー攻撃】

#### (質問)

近年病院をターゲットとしたサイバー攻撃があり、2021年に徳島県つるぎ町立半田

病院、昨年には大阪急性期・総合医療センターでシステムが稼働しなくなり通常診療に長期間影響が出るという事件がありました。この事件では、病院のシステムと接続している給食事業者のシステムが攻撃のターゲットになったとされ、そこから病院本体のシステムにコンピュータウイルスが侵入したと報道されています。そこでお伺いいたしますが、市立豊中病院においては同様の事案が起こる可能性はないのか状況を教えてください。

#### <答弁>

当院におきましても、医療機器や情報システムの保守のため、民間事業者による外部接続によってリモート保守を行っています。各事業者にも、今回の事案に関する注意喚起を行い、万全のセキュリティ対策を行っていますが、その可能性については否定できません。

#### (質問)

報道によると先にご紹介した2つの病院のケースでは同じ通信機器を使っておりその機器のウイルス対策の脆弱性が狙われたともいわれています。市立豊中病院では外部のシステムとの接続はどの程度あるのか教えてください。また、同じ機器を使っていないか、病院のシステムに接続する外部の事業者も含めて調査されたか状況をお聞かせください。今回のケースを教訓とすると、外部の事業者にも病院と同等の対策が求められると思いますが対策はどうなっているのかお聞かせください。最終的にはどれだけ対策しても万全はありえないと思います。サイバー攻撃を受け、システムが稼働しないことを想定した対策はされているのか、内容について詳しくお聞かせください。

#### <答弁>

当院では、リモート保守を含めて外部システムの接続は、65件程度のシステムがございます。2つの病院で問題となった通信機器は、一般的に普及しているもので、当院においても利用しております。当院では、民間事業者に対して、ヒアリング調査や文書による照会を行い、調査の結果、脆弱性のある通信機器があった場合は、問題が解消されるまでの間、リモート保守の回線を一時的に切断する対策を実施しています。また、民間事業者側に設置している通信機器も同様に、対策が求められますので、各事業者には、脆弱性の有無の確認と機器のバージョンアップやパスワードの管理等を適切に行うよう依頼しております。当院では、サイバーセキュリティ対策検討チームを立ち上げ、さらなるセキュリティ対策の強化に取り組んできており、サイバー攻撃を受けた際の対応マニュアルを今年度中に策定いたします。万々に備えて、既に病院情報システムのバックアップデータを遠隔地に保管しております。今後におきましては、サイバー攻撃による被害を想定し、診療業務の継続体制と確実なる復旧対策の整備と訓練に取り組みます。

#### (意見・要望)



答弁を理解いたしました。万全を尽くしていただきたいと思いますが、サイバー攻撃を100%防ぐことはできないと思います。現状、様々なものをデジタルに頼る社会になってきておりますが、最悪の事態を想定するとアナログでの対策も必要だと思います。データのバックアップの頻度を上げるだけでなく、場合によっては紙ベースで保管するようなことも考える必要があるかもしれません。いずれにせよ、地域医療を守るためにご尽力いただくことを要望いたします。

## 【強度行動障害】

### (質問)

強度行動障害の方について、本市には何名いらっしゃるのか、教えてください。また、そのうち障害者グループホームへの入居状況について教えてください。障害者グループホームへ入居できない強度行動障害の方は、どこでどのように過ごされているのでしょうか。現在は家族が支えているとしても、親より長生きになる場合、どのような支援が受けられるのか、お聞かせください。

### <答弁>

強度行動障害については明確な定義はありませんが、大阪府が令和元年度に実施した「強度行動障がい状況調査」の基準で、令和5年2月1日現在の人数を数えると762名になります。そのうち障害者グループホームに入居されている方は210名でございます。グループホームに入居されている方以外には、障害者支援施設などに入所されている方のほか、生活介護などの日中活動系サービスやヘルパー、ショートステイを利用しながら、ご自宅で生活されています。障害のある方と同居されていたご家族が亡くなられた場合には、相談支援機関と市が、ご本人の状況に応じて連携し支援方針を決定し、ヘルパーやショートステイ、場合によっては障害者グループホームなどへの入居調整を行います。また、必要に応じ、成年後見人の選任などの支援も行っております。

### (質問)

強度行動障害の方は、自立した生活が難しく、グループホームへの入居を断られるケースが多いそうです。グループホームへ入所できないおよそ500名のうち、施設入所の方は150名、400人以上の方が自宅で過ごされています。そうした現実に民間事業者がご家族ニーズをくんで、シェアハウスとして運営をしています。こうしたところへの行政の支援についてもご検討していただきたいと思いますが市の見解を求めます。

### <答弁>

強度行動障害の方は、専門の支援員が常駐していないグループホームではご利用が困難な状況にあり、本市でもシェアハウスを運営している事業所があることは認識しております。シェアハウスは「居宅」という位置づけになるため、ヘルパーなどの

公的な在宅サービスを組み合わせたのプラン作成について、相談支援してまいります。

本市といたしましては、国の強度行動障害のある方に係る支援の動向を注視しつつ、本人の意思を尊重し、ご家族などの意向もお聞きしながら、重度障害がある方が入居可能なグループホームの整備促進も含め、住まいの選択ができる環境を整えてまいります。

#### (意見・要望)

当事者の方々は本当にお困りです。その受け皿も乏しく、深刻な課題であることは基礎自治体であるからこそ、肌身に感じておられると思います。国の動向を待つばかりではなく、市長会などを通じた国への働きかけを強く要望しておきます。

### 【市民公益活動支援センター】

#### (質問)

庄内コラボがオープンし、南部地域の公共施設の再配置がひと段落しました。集約された施設は現状維持または床面積を縮小しましたが、市民活動情報サロンは市民公益活動支援センターとして、大きく規模を拡大しています。その理由と根拠についてご説明ください。また、コラボ内に公民館の貸室、コラボセンターの貸室に加え、支援センターの貸室が存在します。前者2つは有料にも関わらず、後者は無料となっています。その理由と運用のあり方についてご説明ください。運営委託料も3倍以上になっていますが、従来と同じ事業者が受託することになりました。事業者にとっても経験のない規模です。どのような取り組みを予定されているのか、お聞かせください。

#### <答弁>

これまで阪急豊中駅駅舎内の市民活動情報サロンは、団体の活動の場所として機能するには狭隘なスペースであり、団体からも狭いとの声が寄せられていました。また、人材育成から団体発展まで一貫した支援体制をとることが難しい状況でした。市民公益活動支援センターは、多様なNPO・市民公益活動をつなげる中間支援機能や相談機能などを強化し、南部地域の活動の更なる活性化と協働の取組みを促進するため、庄内コラボセンター内に、活動・交流拠点として設置致しました。センターの交流スペースは、有料の貸室ではなく、市民活動サポート事業やちゃぶだい集会など団体の育成支援を行う場所としての活用を図って参ります。具体的には、主に初動期の団体が、センターにおいて活動のPRや本格実施の練習として事業を模擬的に実施する機会を提供する市民活動サポート事業を実施します。一方、定期的な事業実施のための活動拠点にすることや、守秘義務を伴うような相談の場としての利用方法は認め ておりません。市民活動サポート事業は、事前に事業計画などの提出を求め、団体の事業運営をアドバイスしており、団体が自由に使用できるスペースではございません。また、ちゃぶだい集会や講座なども同様に、団体同士のつながりや市民公益活動のマネジメントに関する講座などを、行政や委託事業者が企画立案し、事業

を実施する予定にしています

**(質問)**

この時代に無料はあり得ません。コラボ内で貸室ニーズを取り合うことになります。市内全域で見れば不公平感も否めません。サポートとして場所を提供しなくても、公民館やコラボセンターの貸室を減免すれば、同様の取り組みは庄内にかぎらず、千里や蛍池、中央の各公民館でも実施できます。運用状況を注視しますが、見直すことはないのかお聞かせください。

**<答弁>**

市民公益活動の推進施策については、毎年、学識経験者や市民公益活動団体の代表者、公募市民などからなる市民公益活動推進委員会にお諮りし、ご意見をいただき、見直しを行っているところです。市民公益活動支援センターにおける事業についても、これまでと同様、推進委員会に活動内容をご報告し、ご意見をふまえ、PDCAサイクルで改善を図りながら施策を進めていきます。

**(意見・要望)**

引き続き、委員会で議論させていただきます。

以上、無所属・議会改革の代表質問を終わりますが、我々、考え方の違うところもある会派ですが、だからこそ色々な角度から質問できる他の会派では真似のできない要素を持っています。色々な市民の立場を考え質問させて頂きました。ご清聴ありがとうございました。